

学校安全資料

# 「生きる力」をはぐくむ 学校での安全教育



文部科学省



# まえがき

子供たちが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いです。

学校は、子供たちが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、「生きる力」を育む学校という場において、子供たちが生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、子供たちの安全の確保が保障されることが不可欠の前提となります。

また、子供たちは守られるべき対象であることにとどまらず、幼稚園段階から高等学校段階までの学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められます。

学校における安全教育は、子供たちの生涯にわたる安全に関する資質・能力の基盤を培うものであることに加え、安全に関する資質・能力を身に付けた子供たちが社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与するという意義も担っていることになります。

東日本大震災からの時間の経過とともに震災の記憶が風化し学校安全に係る取組の優先順位が低下することが危惧されています。しかしながら、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、全国各地で発生している豪雨等の自然災害の状況、交通事故や犯罪等の社会的な情勢の変化など、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されています。

加えて、子供たちが、学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故に巻き込まれる事案やスマートフォンやSNSの利用を巡るトラブルなど従来想定されなかった新たな危機事象も発生しています。

こうした現状を踏まえ、学校における安全管理として、安全で安心な学校環境の整備や、子供たちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させること、学校における安全教育として、子供たちに、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが不可欠です。

このたび、このような学校を取り巻く新たな状況も踏まえつつ、学習指導要領の改訂、「第2次学校安全の推進に関する計画」の策定などに対応して、平成13年に作成、平成22年に改訂した学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』を改訂することにしました。

本資料が各学校等において広く活用され、学校における安全教育の充実と適切な安全管理に役立てされることを念願しています。

末尾となりましたが、本資料の作成に当たり多大な御協力をいただいた作成協力者並びに関係の方々に、心から感謝申し上げます。

平成31（2019）年3月

文部科学省総合教育政策局長

清水 明

# 目 次

## 第1章 総 説

第1節 学校安全の意義	7
1 学校安全の意義	7
2 学校安全に関する現状と今後の推進の方向性	8
第2節 学校安全の考え方	9
1 学校安全の定義	10
2 学校における危機管理の推進について	12
3 学校安全に関わる法令	13
第3節 学校安全計画	19
1 学校安全計画とは	19
2 学校安全計画の策定と見直し	21
第4節 危機管理マニュアル	22
1 危機管理マニュアルの考え方	22
2 学校における危機管理マニュアルの作成・見直しの考え方・手順	23

## 第2章 学校における安全教育

第1節 安全教育の目標	27
1 安全教育の目標	27
2 各段階における安全教育の目標	28
第2節 安全教育の内容	29
1 安全教育の各領域の内容	29
2 教育課程における安全教育	30
第3節 安全教育の進め方	36
1 安全教育の基本的な進め方	36
2 各教科等における指導	37
3 特別活動における指導	39
4 日常の学校生活における安全に関する指導	46
5 幼稚園における安全に関する指導	47
第4節 安全教育の評価	48
1 安全教育の評価の意義と内容	48
2 安全教育の評価の方法	49

## 第3章 学校における安全管理

第1節 学校における安全管理の考え方	53
1 学校における安全管理	53
2 体制整備	54
第2節 事故等の未然防止のための安全管理	54
1 学校環境の安全管理	54
2 学校生活の安全管理	59
3 通学の安全管理	63
第3節 事故等の発生に備えた安全管理	70
1 救急及び緊急連絡体制	70
2 事故等発生時の対応	71
3 学校への不審者侵入時の対応	74
4 登下校時における緊急事態発生時の対応	75
5 新たな危機事象への対応	76
第4節 災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）	76
1 緊急連絡体制の整備	76
2 緊急対応体制の整備	77
3 避難が必要な場合	77
第5節 事後の対応と学校事故対応	79
1 事後の対応	79
2 調査・検証・報告・再発防止	84
第6節 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点	86
1 幼稚園等における主な留意点	86
2 特別支援学校等における主な留意点	88
第7節 安全管理の評価	91
1 安全管理の評価の意義	91
2 安全管理の評価の観点	91
3 安全管理の評価の方法	93

## 第4章 事故等発生時における心のケア

第1節 事故等発生時における心のケア	97
1 事故等発生時における心のケアの必要性	97
2 事故等発生時における心のケアの基本的理解	97

3 事故等発生時における心のケアの留意点	101
<b>第2節 事故等発生時における心のケアの実践</b>	<b>102</b>
1 組織的な心のケア対策	102
2 学校における心のケアの基本的な体制	102
3 平常時の心の健康づくり	103
4 心の健康状態の把握	103
5 児童生徒等の心のケアに関する対応の方法	104

## 第5章 安全教育と安全管理における組織活動

<b>第1節 学校における体制整備</b>	<b>109</b>
1 校内の協力体制	109
2 教職員研修	110
<b>第2節 家庭・地域・関係機関との連携</b>	<b>111</b>
1 学校安全推進のための連携体制づくり	111
2 家庭、地域等との連携・協働	112
3 地域の住民やボランティア等との連携方策	113
4 教育委員会・設置者の役割	113

## 別 表

・安全管理の対象、項目等	116
--------------	-----

## 付 錄

・学校安全計画例	126
・安全に関する指導の内容例	136
・安全点検表の一例	146
・学校保健安全法・学校保健安全法施行規則（抄）	149
・幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領（抄）	151
・第2次学校安全の推進に関する計画（通知・概要）	168

# 第1章 総 説





## 第1節 学校安全の意義

### ポイント

- 学校においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するだけでなく、児童生徒等が生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることが重要である。
- 全ての学校では、以下の目標に向かって、刻々と変化する自然状況や社会状況に対応し、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達の段階や学校段階、地域特性に応じた取組を継続的に着実に推進する必要がある。
  - ① 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
  - ② 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

### 1 学校安全の意義

安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件や事故、災害等（以下「事故等<sup>1</sup>」という）が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、全ての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

とりわけ、学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、「生きる力」を育む学校という場において、児童生徒等が生き生きと活動し、安全に学べるようにするために、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

さらに、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められており、自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つである。

<sup>1</sup> 学校保健安全法第26条においては、「事故、加害行為、災害等（以下「事故等」という。）」とされている。「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定している。（「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」平成20年7月9日20文科ス第522号）

## 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

そして、この生きる力を育むため、平成29年、30年改訂の学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を「1.何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」「2.理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」「3.どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の3つの柱で整理している。こうした「生きる力」や育成を目指すべき資質・能力の3つの柱の考え方は、まさに安全教育で目指す「自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力」と軌を一にするものと言え、また、3つの柱をバランスよく育むことのできる安全教育は、「生きる力」を育むに当たって非常に重要な一翼を担っていると言えよう。

近年の自然災害の状況や交通事故・犯罪等に関する社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されている。

学校教育において育むことを目指す「生きる力」とは、「変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい次代を担う子供たちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力」<sup>2</sup>とされている。

上記のような現状に対応し、「生きる力」を育むことを目指す学校教育の目標を着実に実現していくためには、学校における組織的な安全管理の一層の充実を図ることや、安全で安心な学校施設等を整備するとともに、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を一層推進することが不可欠である。

## 2 学校安全に関する現状と今後の推進の方向性

学校管理下で発生する事故等のデータや犯罪被害、交通事故、自然災害の発生状況を見ると、全体として児童生徒等が巻き込まれる事故等は減少しているところであるが、児童生徒等の安全の確保という点では引き続き課題の多い状況である。また、児童生徒等の安全に関する課題は、あらゆる学校種で生じており、学校種や児童生徒等の発達の段階に応じて留意すべきポイントも多岐にわたる。

また、これらに加えて、近年、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という）の普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されており、刻々と変化する社会状況を受けて発生する様々な危険への対応が迫られている。

こうした現状の中で、学校安全に関し、地域間・学校間・教職員間の取組に差があるとともに、継続性が確保されていない状況が見られる。

<sup>2</sup> 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月17日）

## 第1章 総 説

平成29年3月に策定された「第2次学校安全の推進に関する計画」では、今後の学校安全の目指すべき姿として以下の2点を掲げ、学校安全の組織的取組の推進や安全教育の充実、P D C Aサイクルの確立を通じた事故等の防止など各種の施策を推進することとしている。

- (1) 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

全ての学校では、この目標に向かって、刻々と変化する自然状況や社会状況に対応し、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達の段階や学校段階、地域特性に応じた取組を継続的に着実に推進する必要がある。

さらに、平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画においても、教育政策の目標の中に「児童生徒等の安全の確保」を位置付け、「児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達の段階や学校段階、地域特性に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭、地域、関係機関等とも連携・協働しながら、全ての学校において推進する必要がある」としている。

そして、「このため、全ての学校における学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定・改善や、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な安全部体制の構築を促進する。また、教職員が各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修を実施するとともに、カリキュラム・マネジメントの確立による系統的・体系的な安全教育を推進する。さらに、外部専門家や関係機関と連携した安全点検の徹底、先進的な取組を参考とするなどして事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクルとして実施し、学校安全に関するP D C Aサイクルの確立を促進する」としている。

## 第2節 学校安全の考え方

### ポイント

- 学校安全のねらいは、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。
- 学校安全の領域は、「生活安全」「交通安全」「災害安全」などがあるが、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応し、学校保健や生徒指導など様々な関連領域と連携して取り組むことが重要である。
- 学校安全の活動は、安全教育、安全管理から構成されており、相互に関連付けて組織

的に行うことが必要である。

- 学校における安全教育は、主に学習指導要領を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて実施する。
- 学校における安全管理・組織活動は、主に学校保健安全法に基づいて実施する。
- 学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、5年ごとに策定する学校安全の推進に関する計画に定められている。

## 1 学校安全の定義

### (1) 学校安全のねらい、領域、活動

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の3領域の1つであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保とともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。

学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義。以下同じ。）」の3つの領域が挙げられる。

- ①「生活安全」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
- ②「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
- ③「災害安全」：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

また、課題によっては、生徒指導、情報モラルの育成など様々な分野との連携も必要となる。

なお、水泳事故、学校給食における食中毒・アレルギー事故の詳細、薬物乱用、児童生徒等間暴力の防止や解決及び学校環境の衛生等については、学校体育、学校給食、学校保健、生徒指導等の関連領域で取り扱うことが適切であると考えられることから、本資料では詳細には取り扱わない。ただし、事故等への対応の基本的な考え方は共通するところも多いことから、危機管理マニュアルに記載して同様に対応することも考えられる。また、事故等を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、必要に応じて学校保健や生徒指導等の関連領域と連携

し、学校安全における「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じて、安全教育と安全管理に関する活動を充実させる必要がある。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成されている。

その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある。

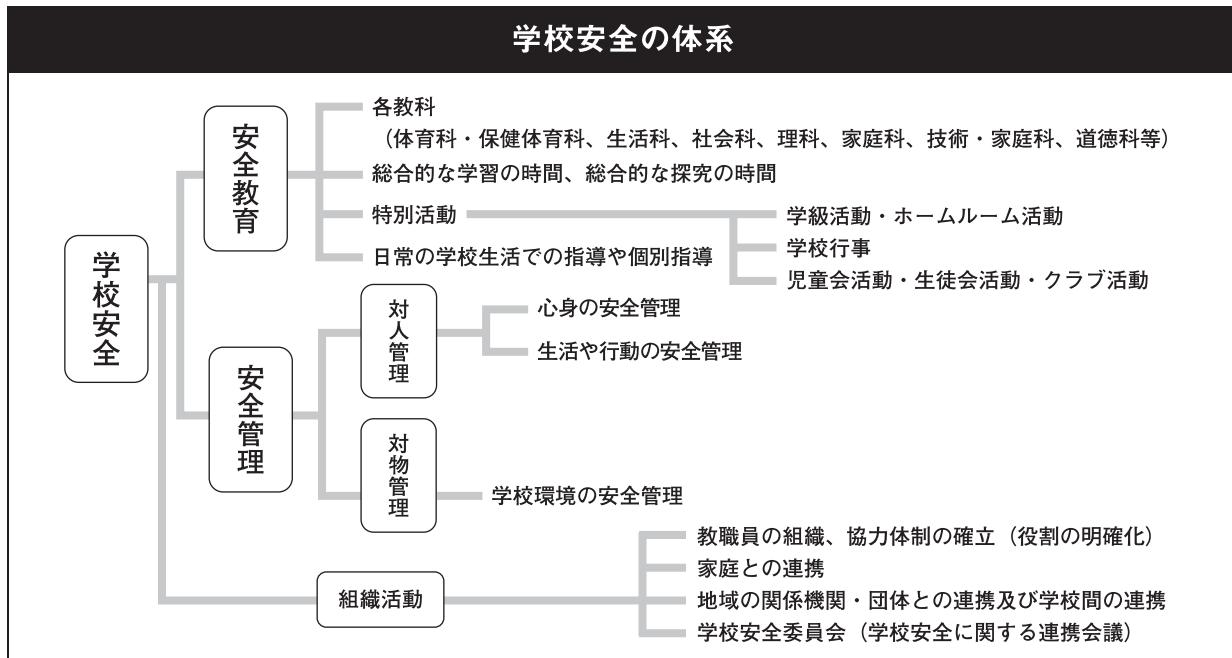
また、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域社会との密接な連携など、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

## (2) 学校における安全教育と安全管理

① 学校における安全教育は、児童生徒等自身に、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

また、安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であるとともに、児童生徒等独自の視点や協力により安全管理の取組が充実することにもつながると考えられる。

② 学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる対人管理、さらには学校の環境の管理である対物管理から構成される。



## 2 学校における危機管理の推進について

### (1) 学校での危機管理の意義

こうした学校安全の取組を推進する中で、学校の安全を脅かす事故等の発生に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要である。ここでいう危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一事故等が発生した場合、発生が差し迫った状況において、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指す。

学校における危機管理の目的は、児童生徒等や教職員等の生命や心身等の安全を確保することである。そのため、危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぎ、児童生徒等や教職員等の安全を確保することが最も重要である。併せて万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらには、事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じることも学校における危機管理の目的である。

学校における危機管理は、①安全な環境を整備し、事故等の発生を未然に防ぐとともに、事故等の発生に対して備えるための事前の危機管理、②事故等の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理、③危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理の三段階がある。学校においては、各段階において、とるべき対応をあらかじめ整理し、教職員が迅速かつ的確な判断で対応することで事態の悪化を最小限にとどめ、児童生徒等の安全を確保することが必要である。

## (2) 学校における危機管理の内容

学校における危機管理は、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等の実態に即したものでなければならない。また、学校内外における学習時はもちろんのこと、通学時、休み時間、給食の時間、学校行事等や、校長、副校長、あるいは安全担当等が不在の場合など、様々な場面を想定するとともに、多様な事件・事故に十分対応できるように計画しておく必要がある。そして何よりも、児童生徒等の安全確保を最優先することが大切である。

適切な危機管理を行うためには、事前に綿密に計画を立てておく必要があり、学校安全計画に含まれる、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項及び安全に関する組織活動の3つの事項と関連付けて検討する必要がある。事故等発生時に適切に対応するために必要事項や手順等を具体的に示したものが危機管理マニュアルである。学校においては、これを踏まえ、日常及び緊急時に適切に対応できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、全教職員の共通理解を図る必要がある。また、これらについては、不断の検証・改善が必要である。

## 3 学校安全に関わる法令

学校における安全教育は、主に学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として定める学習指導要領等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体を通じて実施され、学校における安全管理・組織活動は、主に学校保健安全法に基づいて実施される。また、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、おおむね5年ごとに閣議決定される「学校安全の推進に関する計画<sup>3</sup>」に定められており、これらを踏まえて学校安全の取組を進めていく必要がある。

## (1) 安全教育

「小学校学習指導要領」（平成29年3月31日公示）の「総則」では、以下のとおり規定している。

- 安全に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。
- それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
- 教育課程の編成及び実施に当たっては、…学校安全計画…など、各分野における学校の全

<sup>3</sup> 学校保健安全法第3条に基づき、国が策定する計画。おおむね5年間にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするもので、2017年～2021年度が2次計画期間。

体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

※同日に公示された「中学校学習指導要領」及び、平成30年3月30日に公示された「高等学校学習指導要領」でも同様の規定がある。

各学校においては、安全に関する指導について、各教科において指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することとなる。

## (2) 安全管理及び組織活動

学校保健安全法第26～30条に学校安全に関する規定が設けられており、これらの規定の趣旨を十分に踏まえて、学校における安全管理・組織活動について取り組むことが必要である。(関連規定の趣旨の詳細については、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」(20文科ス第522号平成20年7月9日付) 参照)

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るために、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るために、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るために、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対

処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者的心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

各条に関する主な留意点は以下のとおり。

○ 第26条 学校安全に関する学校の設置者の責務について

- ・ 学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされている（学校教育法第5条）ところであるが、本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。
- ・ 「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のはか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所（農場など実習施設等）を想定していること。

なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。

- ・ 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。

また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒等同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を

受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要があるような場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。

- ・ 「災害」については、地震、風水害、火災といった全ての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。
- ・ 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定され得ること。
- ・ 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインター ホンの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクールガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

○ 第27条 学校安全計画について

- ・ 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
- ・ 学校においては、生活安全（防犯を含む）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、学校保健安全法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。  
① 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第28条）を講ずることが求められること。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

- ② 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

- ③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組が全ての教職員の連携協力により学

## 第1章 総 説

校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

- 第28条 学校環境の安全の確保について →第3章第2節1 学校環境の安全管理参照
- 第29条 危険等発生時対処要領の作成等について
  - ・ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとすること。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要であること。
  - ・ 第3項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。

また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。

- 第30条 学校及びその設置者の連携協力について

学校保健安全法において「学校においては」とは、これらの措置の実施を全て学校長その他の教職員のみの責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する当該学校の設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものであること。

学校の設置者においては、第4条及び第26条の規定に基づき、その設置する学校が本法の規定に基づいて実施すべき各種の措置を円滑に実施することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。特に、学校に関する法令は、教育関係法令のみならず多数の関係法令の規定がある。例えば、建築基準法に基づく定期点検や、消防法や災害関係の法令等において避難訓練の実施や避難確保計画の策定等が義務付けられているとともに、地域の防災計画や国民保護計画など地域の一員として対応を検討すべき安全上の課題も存在する。こうした課題等への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、当該学校の設置者が積極的に各自治体の関係部局や関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずることが大切である。

### コラム 「地域防災の中の学校」

#### 1 地域の特質に応じた安全対策

学校は、地震・津波による直接の被害のほかにも、地域の特質に応じて自然災害に対しての様々な安全対策が求められている。例えば、地形や地質の特性によっては、地震に伴って大規模な斜面崩壊が生じる可能性もあり、また、大雨等によって斜面沿いでは

崖崩れや土石流が発生するおそれもある。

起こうり得る災害は、学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件などから予測できる場合もある。

学校においては、自治体が発行したハザードマップ<sup>4</sup>などで日常から地域の危険な箇所や生じる可能性がある自然災害の特色を知り、学校の立地状況や通学路、活動場所などにおける自然災害のリスクを掌握しておく必要がある。また、学校から離れて教育活動を行う場合も、現地の情報を収集したり、あらかじめ活動周辺地域における警察や医療機関等の関係機関との連携を図ったりすることができるよう備えておくことも重要である。

## 2 行政機関との連携

都道府県及び市区町村等の行政機関は、国が作成した防災基本計画に基づき、それぞれの地域の特性を踏まえた地域防災計画を作成するとともに、地域防災の組織を設置し、災害から住民を守るための体制を整えている。

学校は、所在する市区町村の地域防災計画の内容を理解するとともに、行政機関の防災担当部局や教育委員会との連携を密にして、平常時からその管理体制を整えておくことが大切である。

例えば、要配慮者利用施設となる学校には、地域の防災計画の中で求められる役割や義務（避難訓練の実施、避難確保計画の策定等）があることに留意が必要である。

### （1）様々な法令における要配慮者利用施設として

例えば、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律において、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域及び、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成するとともに市町村長へ報告すること、避難確保計画に基づく訓練を実施することが義務付けられている。

また、水害や土砂災害のほか、火山については「活動火山対策特別措置法」、津波については「津波防災地域づくりに関する法律」など、学校の立地等によって、様々な法令により、避難訓練の実施や避難確保計画等の策定が義務付けられる場合があり、各法令等で必要とされている事項を危機管理マニュアルに反映させが必要である。こうしたことを踏まえ、学校は、教育委員会を通じて防災担当部局等とよく相談し、避難確保計画に代えて危機管理マニュアルを活用したり、避難確保計画と危

<sup>4</sup> 各自治体においては、ハザードマップなどを作成し、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害、火山などに分けて、過去に発生した災害状況、河川の氾濫や高潮、津波による浸水想定区域、土砂崩れの危険箇所、火碎流等の災害に関する資料を備えているところもあり、学校においても積極的に利用することが望まれる。その際、資料はあくまでも過去のデータに基づいたものであり、それを上回る災害が発生することについても考慮しておかなければならぬ。

機管理マニュアルを十分に関連付けたりするなど、工夫して対応することが考えられる。

教育委員会・学校の設置者は、防災担当部局等と連携を図り、学校の取組を支援するとともに、例えば避難訓練に際して、学校のみならず全体の避難訓練と関連付けるなど、実効性のある取組となるよう適切な対応を行うことが必要である。

## (2) 避難所として

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体の判断により行われる。避難所の運営管理等は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要し、それまでの間、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等の関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくなど、できる限り地域住民等が主体的に運営できる状況を作つておくことが重要である。（詳細は、第3章第4節参照）

## 第3節 学校安全計画

### ポイント

- 学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。
- 学校安全計画を策定する際には、全ての教職員、保護者や関係機関・関係団体等の参考や周知が重要である。
- 策定後も、全国各地において発生する様々な事故等・自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画を毎年見直しP D C Aサイクルを回すことが必要である。

### 1 学校安全計画とは

学校安全計画は、学校保健安全法第27条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。

## 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画は、①安全管理そのものの計画的、合理的かつ円滑な実施のために必要であること、②安全教育の目標や各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施するために必要であること、③安全教育、安全管理、組織活動と調整を図り、一体的かつ効果的に実施するために必要であること等の趣旨を踏まえて立案する。

また、学校安全計画には、少なくとも、①学校の施設及び設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要である。(学校保健安全法第27条)

### 学校安全計画の内容例

#### 1 安全教育に関する事項

- (1) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項
- (2) 学年別・月別の指導事項
  - ① 特別活動における指導事項
    - ・ 学級活動（ホームルーム活動）における指導事項  
(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)
    - ・ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
    - ・ 部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
  - ② 課外における指導事項
  - ③ 個別指導に関する事項
- (3) その他必要な事項

#### 2 安全管理に関する事項

- (1) 生活安全
  - ・ 施設・設備、器具・用具等の安全点検
  - ・ 各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
  - ・ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査
  - ・ 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
  - ・ その他必要な事項
- (2) 交通安全
  - ・ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
  - ・ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
  - ・ その他必要な事項

### (3) 災害安全

- ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
  - ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
  - ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
  - ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
  - ・ その他必要な事項
- ※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。
- ※ 危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

### (4) 通学の安全

- ・ 通学路の設定と安全点検
  - ・ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- ※ 交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。

## 3 安全に関する組織活動

- ・ 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項
- ・ 保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動
- ・ その他必要な事項

## 2 学校安全計画の策定と見直し

学校安全の取組については、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を全教職員で役割分担しながら総合的に進めることができることから、学校安全計画の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図ることが重要であることから、各学校の地域特性を踏まえて取り組む安全教育の目標や教職員の研修計画など、学校安全に関する基本的な方針を明確にし、教職員のみならず保護者や地域住民と共有し、学校安全計画の内容について、協議への参画を要請したり、周知したりすることが必要である。

また、児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようになるためには、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のPDCAサイクルの

中で、指導や訓練等計画に記載された事項の実施状況、ヒヤリハットや日々の活動を通して得られた情報等を基に、内容や手段及び学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたかなど、定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。

さらに、学校や児童生徒等を取り巻く環境が年々変化し、新たな危機事象や各地域でこれまで想定されていなかった災害等が発生していることから、学校は、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画等や取組を毎年見直すことが必要である。また、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。その際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する学校事故に関する情報や外部専門家等の助言、実際の訓練の結果を活用・反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。また、教育委員会等は、地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校における学校安全計画等の改善等を促すことが必要である。

## 第4節 危機管理マニュアル

### ポイント

- 危機管理マニュアルは、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図ることを目的とするもので、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することが必要である。
- 危機管理マニュアルを作成する際には、各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して、児童生徒等の生命や身体を守る方策について検討する。併せて、全ての教職員、保護者や関係機関・関係団体等の参画や周知が重要である。
- 作成後も、全国各地において発生する様々な事故等・自校を取り巻く安全上の課題やその対策について、訓練、評価、改善を繰り返し行っていくことが必要である。

### 1 危機管理マニュアルの考え方

学校保健安全法第29条において、学校は危機管理マニュアルを作成するものとされている。

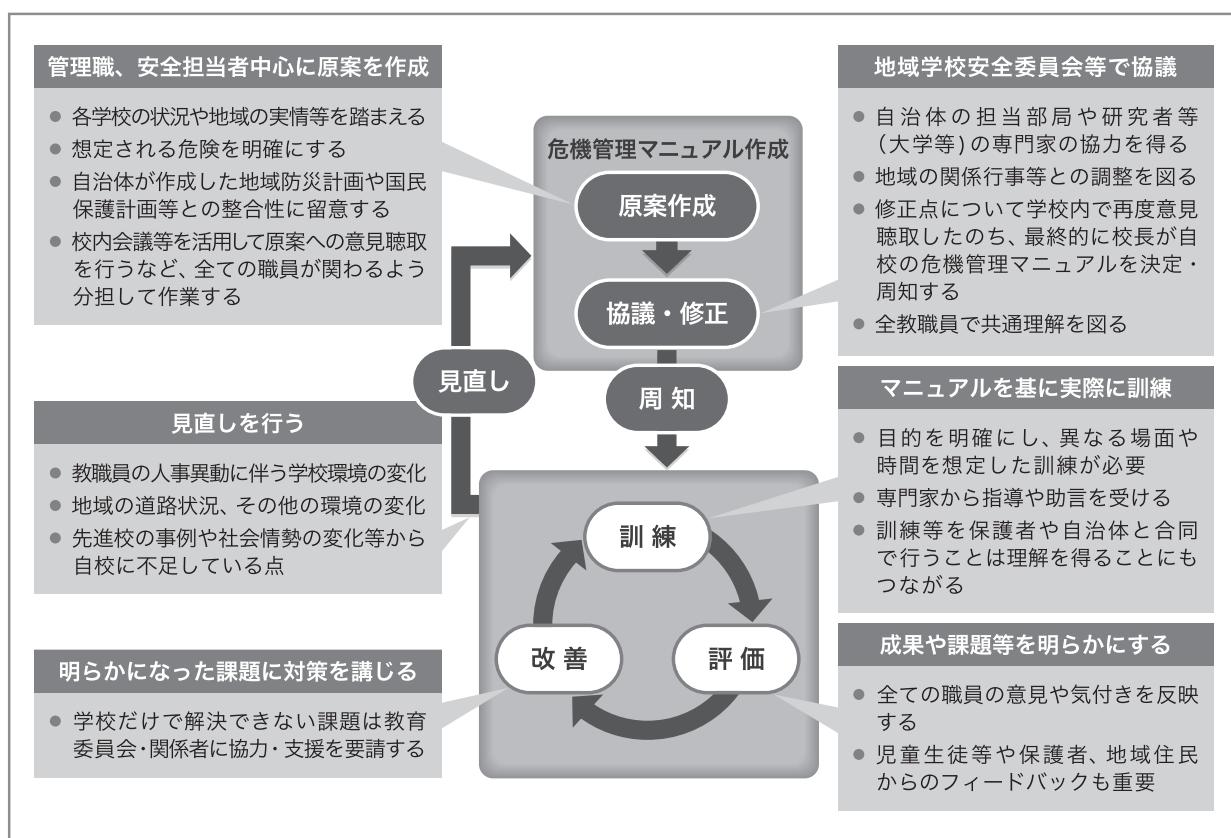
危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものである。このため、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することが必要である。また、新年度のできる限り早期に、全教職員が危機管理マニュアルにおける必要な事項

を共通に理解しておくことが必要である。また、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しを実施することが必要である。併せて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要である。

## 2 学校における危機管理マニュアルの作成・見直しの考え方・手順

危機管理マニュアルは、以下の手順も参考にしながら、各学校の実情を踏まえて作成する。

また、学校は、一度作成した後も P D C A サイクルの中で、訓練、評価、改善を繰り返し行っていくことが必要であるが、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、危機管理マニュアルを見直すだけでなく、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。その際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する学校事故に関する情報や外部専門家等の助言、実際の訓練の結果を活用・反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。また、教育委員会等は、地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校における危機管理マニュアルの改善等を促すことが必要である。



「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省 平成30年2月

### 作成に当たってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時に児童生徒等の生命や身体を守るために具体的な対応について検討する。
- ※ 学校の立地等によっては、様々な法令により、避難訓練の実施や避難確保計画等の策定が義務付けられる場合があり、各法令等で必要とされている事項を危機管理マニュアルに反映させが必要。また、教育委員会を通じて担当部局とよく相談し、避難確保計画に代えて危機管理マニュアルを活用したり、避難確保計画と危機管理マニュアルを十分に関連付けたりするなど、工夫して対応する。
- 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。
- ※ 危機管理マニュアルは、危機管理の三つの段階に応じて対応が必要な事項を具体的に検討し、作成する。その際、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月文部科学省）などを、その検討の際に活用すること。
- ※ 事故等の発生時は、行動中にマニュアルを見る時間的余裕はないことから、役割分担や対応の優先順位を考え、単純で分かりやすいマニュアルにしておくことが重要である。
- ※ 事後の危機管理においては、発生原因の究明や従来の安全対策の検証に加えて、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組が求められる。これらの対応の詳細は、「学校事故対応に関する指針」に詳しくまとめられているため、参照すること。
- 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。
- 教育委員会等の学校の設置者は、各学校におけるマニュアルの作成・改善等について必要な指導助言を行い、体制整備や事故等発生時に必要に応じて学校を支援する。

### 見直し・改善のポイント

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかつたか。
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。

## 第2章 学校における安全教育





## 第1節 安全教育の目標

### ポイント

- 安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することである。
- 各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。

### 1 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。<sup>5</sup>

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識・技能)
- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。(思考力・判断力・表現力等)
- 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。その中で、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要である。

<sup>5</sup> 安全に関する資質・能力は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つの例として、中央教育審議会で示されている。

## 2 各段階における安全教育の目標

### (1) 幼稚園

日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようとする。

また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようになるとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの大人に伝えることができるようとする。

### (2) 小学校

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようになるとともに、周りの人の安全にも配慮できるようとする。また、簡単な応急手当ができるようとする。

### (3) 中学校

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようになるとともに、地域の安全にも貢献できるようとする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようとする。

### (4) 高等学校

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようになるとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようとする。

### (5) 特別支援学校及び特別支援学級

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

## 第2節 安全教育の内容

### ポイント

- 安全教育の内容は、生活安全、交通安全、災害安全の各領域について整理される。
- 学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。

### 1 安全教育の各領域の内容

#### (1) 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

- ① 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ③ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ④ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ⑤ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方
- ⑥ 消防署や警察署など関係機関の働き

#### (2) 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車)等の利用ができるようにする。

- ① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 交通機関利用時の安全な行動
- ④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮

- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ⑪ 車の自動運転化に伴う課題（運転者の責任）、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方
- ⑫ 消防署や警察署など関係機関の働き

### （3）災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようとする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

## 2 教育課程における安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。具体的には、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。その際、家庭や地域社会との連携及び校種間の連携にも配慮することが重要である。

また、児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげて

いくなど、カリキュラム・マネジメント<sup>6</sup>の確立を通じて地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが求められる。

### (1) 幼稚園

幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）の領域「健康」では、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」とし、「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。」ことがねらいとして示されている。その内容としては、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」こと、内容の取扱いにおいては「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めることにする。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。」が挙げられている。

また、総則において、「幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと」としている。

このように、幼稚園における安全教育では、幼稚園生活全体を通して安全な生活習慣や態度の育成に重点が置かれ、教師や保護者の支援を受けながら、自らが安全な生活を送ることができるようにすることを目指している。

### (2) 小学校

小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）総則第1の2の（3）において、「学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活

<sup>6</sup> 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとする。（小学校学習指導要領（平成29年3月告示）。中学校・高等学校も同様）

学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して作成した表が小・中学校学習指導要領解説総則編の付録に掲載されている。

動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。各教科等においては、体育科では、例えば、第5学年の保健領域において「けがの防止」として、「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止」「けがの手当」を取り上げ、けがの発生要因や防止の方法、簡単な応急手当等について学習することとされている。

社会科では、例えば、第3学年で「地域の安全を守る働き」、第4学年で「人々の健康や生活環境を支える事業」「自然災害から人々を守る活動」、第5学年で「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」、第6学年で「国や地方公共団体の政治」等について学習することとされている。

理科では、例えば、第4学年「B(3)雨水の行方と地面の様子」、第5学年「B(3)流れる水の働きと土地の変化」「B(4)天気の変化」、第6学年「B(4)土地のつくりと変化」等について学習することとされている。

特別活動では、例えば、「〔学級活動〕(2) ウ 心身共に健康で安全な生活態度の形成」で「現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」「〔学校行事〕(3) 健康安全・体育的行事」で「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学習することとされている。

なお、上記以外にも、安全に関する教育は各教科等において行うことが可能であり、小学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して作成した表が小学校学習指導要領解説総則編の付録に掲載されている。

### (3) 中学校

中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）総則第1の2（3）において、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校と同様に、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

## 第2章 学校における安全教育

保健体育科では、例えば第2学年の保健分野において「傷害の防止」として、「交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因」「交通事故などによる傷害の防止」「自然災害による傷害防止」「応急手当の意義実際」を学習することとされている。

社会科では、例えば、地理的分野において、「日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること」とされている。また、公民的分野において、現代日本の特徴として、「情報化」を学習する際に、「防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げること」が例示されている。

理科では、例えば、第2分野において、「大地の成り立ちと変化」で「自然の恵みと火山災害・地震災害」を、「気象とその変化」で「自然の恵みと気象災害」等を学習することとされている。

技術・家庭科では、例えば、技術分野において、「電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する製品やシステムの安全な使用についても扱うこと」ととされている。また、家庭分野において、「自然災害に備えた住空間の整え方についても扱うこと」ととされている。

特別活動では、例えば、「〔学級活動〕(2)エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」で「事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」「〔学校行事〕(3)健康安全・体育的行事」で「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学習することとされている。

なお、上記以外にも、安全に関する教育は各教科等において行うことが可能であり、中学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して作成した表が中学校学習指導要領解説総則編の付録に掲載されている。

### (4) 高等学校

高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）総則第1款の2（3）において、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校・中学校と同様に、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行わなければならない。

## 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

保健体育科では、例えば、科目「保健」においては、「(2)安全な社会生活」として、「安全な社会づくり」「応急手当」を学習することとされている。

地理歴史科の「地理総合」では、例えば、「C(1)自然環境と防災」において、「地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応との関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解することや、「地域性を踏まえた防災」について、「自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現することとされている。

理科の「地学基礎」では、例えば、「地球のすがた」において、「火山活動と地震の発生の仕組みをプレートの運動と関連付けて理解すること」、「変動する地球」において、「日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること」とされている。

家庭科の「家庭基礎」では、例えば、「B(3)住生活と住環境」において、「防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解することや、「防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫することとされている。

特別活動では、「[ホームルーム活動] (2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」で「事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」「[学校行事] (3)健康安全・体育的行事」において「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学ぶこととされている。

なお、高等学校においては、小学校・中学校のような防災を含む安全に関する教育について主要なものを抜粋した表は作成していないが、本資料作成に当たり参考資料として作成した資料を巻末に掲載している。

### (5) 特別支援学校

児童生徒等の安全に留意するためには、まず一人一人の障害の状態を適切に把握することが必要であり、それには、学級担任や養護教諭をはじめとして、児童生徒等に日常的に接する教職員の継続的な観察と情報交換が必要である。また、安全教育を効果的に進めるためには、各教科及び学級活動（ホームルーム活動）、自立活動においてはもちろん、教育活動全体を通じて、組織的、計画的な取組が必要であり、校内外の専門家との連携を図るなど、安全教育を推進する体制づくりが必要である。

幼稚部では、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年文部科学省告示第72号）において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、健康な心と体「幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる」こととしている。

小学部・中学部では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）総則第2節の2（3）において「学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うことにより努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を踏まえ、安全に関する指導は教科等横断的な視点で学校の教育活動全体を通じて行われなければならない。

特別支援学校独自の教科における指導としては、知的障害者である児童生徒等に対する教育を行う特別支援学校小学部の生活科において、1段階「身の回りの安全に気付き、教師と一緒に安全な生活に取り組もうとすること。」「安全に関わる初步的な知識や技能を身に付けること。」、2段階「身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること。」「安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。」、3段階「日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心掛けること。」「安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。」が示されている。

実際の指導では、「危険防止」や「交通安全」「避難訓練」などを取り扱い、「危険防止」については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、日常の実際の生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。「交通安全」については、安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、交通安全は日常の社会生活を送る上での基本的な事項であり、直接、生命に関わることであるため、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなく、その状況に合わせて指導する必要がある。そのほか、避難訓練の重要性を知るとともに、教師等の指示に従って避難することなどを身に付けて、災害時に適切な行動ができるようにすることなども取り扱う必要がある。

中学部保健体育科では、目標に「自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。」「健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向けて自ら思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。」ことが位置付けられている。

## 第3節 安全教育の進め方

### ポイント

- 安全教育は、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう、学校教育活動全体を通じて計画的な指導が重要であり、そのためには、学校安全計画に適切かつ確実に位置付けるなど、全教職員が理解しておく必要がある。
- 安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、ロールプレイング等、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるような工夫が必要である。

### 1 安全教育の基本的な進め方

#### (1) 学校教育活動全体を通じた計画的な指導

学校における安全教育は、前項に述べたとおり、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うものである。

安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す資質・能力等の基本的な方針を明らかにし、様々な機会における指導を密接に関連付けながら学校安全計画に位置付け、教職員の共通理解を図るとともに、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備し、意図的、計画的に推進する必要がある。

なお、隨時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなど、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要である。さらに、校内における安全教育と家庭や地域社会における活動等との関連も欠くことができないものである。

#### (2) 安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要がある。日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じ

て安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することを目指すが、個人の行動だけでは十分な安全を確保することは困難である。例えば、生活安全について考えるならば、学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を関連付けて進めることは日常生活での事故を減らす上で欠かすことができない。また、特に低学年においては、安全についてのきまり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。すなわち、安全管理で身に付けた力を活用することによって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育で身に付けた力を活用することによって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことで、学校安全の効果をより一層高めることが可能となる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

- ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
- イ 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
- ウ 日常の指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができる。

## 2 各教科等における指導

教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で関連性をもたせながら、組み立てていくことが重要であり、そのために、学習指導要領において「カリキュラム・マネジメント」が規定されたところである。

安全に関する指導については、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとしている。特に、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童生徒等を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要であるとしている。その際、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（「カリキュラム・マネジメント」）に努めることが重要である。

特に、事故等の原因や防止の仕方、事故発生時の応急手当の方法に関する理解や、危険予測と回避の方法については、体育科・保健体育科において計画的に実施されることが必要である。また、他の教科等においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する指

導を行ったり、必要に応じて学習活動を安全に行うための指導を行ったりすることになる。

例えば、体育科・保健体育科においては、各種運動を行う際に安全に十分配慮することを学びに向かう力、人間性等に明示しているほか、小学校【保健領域 第5学年】では、交通事故や身の回りの生活の危険などを取り上げ、けがの起り方とその防止、けがの悪化を防ぐための簡単な手当などの知識及びけがの手当の技能と、けがの防止に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を中心として構成している。中学校【保健分野 第2学年】では、交通事故や自然災害などによる傷害は人的要因、環境要因及びその相互の関わりによって発生すること、交通事故などの傷害の多くはこれらの要因に対する適切な対策を行うことによって防止できること、また、自然災害による傷害の多くは災害に備えておくこと、災害発生時及び発生後に周囲の状況に応じて安全に行動すること、災害情報を把握することで防止できること、及び迅速かつ適切な応急手当は傷害の悪化を防止することができることなどの知識及び応急手当の技能と、傷害の防止に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を中心として構成している。高等学校【科目保健】では、様々な事故等の発生には人的要因や環境要因が関わること、交通事故などの事故の防止には、周囲の環境などの把握や適切な行動が必要であること、安全な社会の形成には、個人の安全に関する資質の形成、環境の整備、地域の連携などが必要であること、また、個人が心肺蘇生法を含む応急手当の技能を身に付けることに加え、社会における救急体制の整備を進める必要があることなどを中心に構成している。

特別活動においては、例えば、小・中・高等学校の学級活動(2)においては、日常の安全に関する問題について、児童生徒が学校生活における安全に関わる問題に気付き、必要な情報を収集し、よりよい解決方法を考えて、安全を保持増進するために的確な意思決定や行動選択とそれに伴う実践を行う活動などが考えられる。また、学校行事においては、(3)健康安全・体育的行事において、例えば、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動の体得等に資するよう、交通安全指導や防犯指導、防災避難訓練等を行うことが考えられる。(特別活動については、「3 特別活動における指導」を参照)

理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科など、実験・実習や作業を伴う場面では、施設・設備の安全管理に配慮し、事故防止のため、学習環境を整備するとともに、特に火気、刃物類、薬品や塗料、実験・作業用の器具、材料などの使い方と保管、活動場所における指導など事故防止の指導を徹底し、校外での学習など活動の内容や場所に応じて安全に留意するとともに、児童生徒等自身に安全な行動の仕方を身に付けさせることが重要である。

また、総合的な学習の時間においては、例えば、「地域の交通安全」をテーマとした探究的な学習の一環として「交通安全マップ」を作成し、学習したことを他学年や地域に伝えるなどといった取組を行うことが考えられる。

安全教育は、様々な教科等に位置付けられた内容を有機的に関連付けた指導が重要である。そのためには、防災を含む安全に関する内容について、教科等における位置付けや具体的な学

習内容など、状況を確実に把握し、安全に関する指導として、学校安全計画に適切に位置付けるなど、全教職員が理解しておく必要がある。

### 3 特別活動における指導

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働きながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通じて、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

特別活動の各活動・学校行事は、一人一人の児童生徒等の学級（ホームルーム）や学校の生活の向上・充実に向け、諸問題への対応や課題解決の仕方などを自主的、実践的に学ぶ活動内容によって構成されている。

特別活動では、各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の生活上の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活や実社会で活用できるものにする役割を果たすものである。例えば「防災」に関しては、社会科で地域の地形の特徴や過去の自然災害について学び、理科で自然災害につながる自然の事物・現象の働きや規則性などを学んだりしたことを生かしながら災害に対してどのように身を守ったらよいのか、実際に訓練しながら学ぶ。こうしたことを通して、各教科等で学んだ知識や技能などの資質・能力が、実生活において活用可能なものとなっていく。安全教育についても、各教科等の特質に応じて育まれた資質・能力を、実践的な集団活動を通して、統合的で汎用的な力に変え、実生活や実社会で活用できるようにすることが求められる。

#### （1）学級活動（ホームルーム活動）における安全に関する指導

学級活動（ホームルーム活動）は、生活や学習と共に取り組む同年齢の児童生徒で構成される集団である「学級（ホームルーム）」で行われる活動である。学級（ホームルーム）生活の充実と向上に向けて、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い、合意形成したことを協働して実践したり、個々の児童生徒が直面する諸課題などについて自己を深く見つめ、意思決定したことを実践したりすることを自主的、実践的に取り組む活動を通して、現在及び将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践力を高めるものである。

学級活動（ホームルーム活動）における安全に関する指導については、学級活動（ホームルーム活動）（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全において、次のように示されている。

小学校 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事

## 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

故、災害等から身を守り安全に行動すること。

中学校 工 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

高等学校 オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立  
節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

## (小学校)

小学校においては、学級・学校生活における安全に関する問題に自ら気付き、必要な情報を進んで収集し、よりよい解決方法を考えて、安全を保持増進するために的確な意思決定や行動選択を行うなどの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力については、例えば、防災を含め、日常及び災害時の安全確保には正しい知識が大切であることを理解することなどが考えられる。

安全に関する指導としては、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解する内容が挙げられるほか、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。

なお、安全に関する指導については、関係団体や外部講師等の協力を得て実施される健康教室、防災教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要である。また、防犯や交通安全、防災の指導を行うに当たっては、保護者や地域と連携するなどして作成した安全マップを活用するなど、日常生活で具体的な実践ができるよう工夫することが大切である。

## (中学校)

中学校においては、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てるなどと考えられる。

具体的な活動の工夫としては、防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関するここと、種々の災害時の安全に関するここと等の題材を設定し、事故の発生状況や危険箇所の調査結果を基にした話し合い、危険を感じた体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技

## 第2章 学校における安全教育

を通した学習、ロールプレイングなど様々な方法に活動が考えられる。防災に関しては地域の地理、自然の特性など地域に関して教科等横断的に学ぶ中でその意識を高めていくこと、安全に関しては、日常生活に潜む様々な危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、安全に保つために必要な事柄への理解を深める活動が考えられる。

なお、安全に関する指導については、小学校と同様、保護者や地域の理解と協力を得ながら実施することが重要である。

### (高等学校)

高等学校においては、中学校と同様に、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てるなどと考えられる。

具体的な活動の工夫としては、中学校において記載した指導上の工夫に加え、地域の安全や防災に関わる活動において、既に高校生が力を発揮している事例を取り上げることも有効である。

なお、安全に関する指導については、小・中学校と同様、保護者や地域の理解と協力を得ながら実施することが重要である。

### (2) 学校行事における安全に関する指導

学校行事は、全校又は学年（高等学校においては全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団）を単位として行うものである。学校行事における様々な体験は、児童生徒等の心を育て、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育む機会になるとともに、学級（ホームルーム）集団はもとより学年や全校の集団を育成し、よりよい人間関係を形成する上で効果的な場である。

学校行事は、（1）儀式的行事、（2）文化的行事、（3）健康安全・体育的行事、（4）遠足・集団宿泊的行事、（中・高等学校においては「旅行・集団宿泊的行事」）（5）勤労生産・奉仕的行事から構成されており、全ての学年においてこの5つの種類の学校行事を行うものとしている。

このうち、（3）健康安全・体育的行事については、学習指導要領において、「心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資すること」と示されている。

## 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

小・中・高等学校において行われる健康安全・体育的行事における安全に関する指導としては、交通安全教室、避難訓練や防災訓練、防犯等の安全に関する訓練等が考えられる。

### ① 健康安全・体育的行事における安全に関する指導上の留意点

事件や事故、災害等の非常時から身を守ることなどについてその意義を理解し、必要な行動の仕方などを身に付ける等の資質・能力の育成を目指すため、健康安全・体育的行事における安全に関する指導においては、下記のような点に留意しつつ、家庭や地域との結びつきの強いもの、他校や他機関との関連において実施するものなどの機会を通して、相互の理解や連携を促進することはもとより、積極的に改善を図るなど、学校行事として、また児童生徒の集団活動としての教育的価値を高めるようにすることが重要である。

#### (小学校)

避難訓練など安全や防災に関する学校行事については、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。特に、交通安全指導や防犯指導については、学年当初より日常の安全な登下校ができるよう継続して適切な指導を行うようにする。さらに、遠足・集団宿泊的行事における宿泊施設等からの避難の仕方や地理的条件を考慮した安全の確保などについて適宜指導しておくことも大切である。

地域の環境や地形、自然災害等に応じた避難訓練や地域住民と共同して実施する防災訓練などは、特に重視して行うようにする。

#### (中学校)

自転車運転時などの交通規則を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。また、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

#### (高等学校)

最近の事故の実態、交通規則などを理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの緊急事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けさせること。また、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

### ② 健康安全・体育的行事における具体的事例

#### ア 交通安全指導及び防犯指導（例）

学校行事としての交通安全指導は、学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などと関連して行う指導、入園・入学時や長期休業前後の指導などが考えられる。この場合は、交通事故の実態、道路の歩行、横断、信号機等交通安全施設の利用、自転車の安全な

## 第2章 学校における安全教育

乗り方、ヘルメットの着用や自転車の点検・整備、さらに、二輪車・自動車の機能や特性などについて、学年又は全校の児童生徒等を対象とした交通安全講話や訓練その他の実践的な指導が考えられる。

指導に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）における指導との関連を十分考慮して、学年又は全校的な規模の集団活動として指導を行う必要性について検討し、指導の効果を一層高めることができるように配慮しなければならない。

例えば、高等学校段階において、運転免許が取得可能であり二輪車・自動車を自ら利用することを前提に、メリットとリスクなどの必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を生徒一人一人に育むことなどを踏まえ、社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高める指導を行うと考えられる。運転免許の取得を希望する生徒が、交通事故等から自他の身を守る安全な行動を体得するためには、表面的・形式的ではなく、より自主的、実践的に生徒が取り組めるように具体的な場面を想定し、諸機関とも連携し訓練等を体験することによって、各教科・科目等で学習した安全に関する資質・能力が実際に活用できるものとなる。

学校行事としての防犯指導は、登下校、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い場所・時間帯を確認するための活動を行ったり、校内外で、犯罪被害から身を守るために、危険性の高い場所・時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、近くの先生や大人に知らせる、110番通報するなど具体的な方法について指導する機会を設けたりすることなどが挙げられる。児童生徒等の活動範囲が広がる長期休業前の指導は、特に重要である。また、学校や地域の実情に応じて地域の関係機関・団体や保護者の協力・参加を得ることが不可欠である。

これらの学校行事を計画し実施するに当たっては、指導の内容、方法、時期、回数などについて十分検討し、地域の交通・防犯環境や児童生徒等の実態に即したものにしなければならない。このためには、特に次の事項に留意する必要がある。

- 指導の内容は、道路の歩行と横断、自転車の安全な乗り方や自転車の点検・整備、交通法規等の交通安全指導に関するものや、誘拐や傷害から身を守る防犯指導などに関するものの中から、児童生徒等の実態や地域の実情に照らして最も必要と思われるものを精選して設定するようとする。
- 実施の時期は、指導計画を立てる段階で他の学校行事、学級活動（ホームルーム活動）及び地域における行事、季節や長期休業などとの関連を考慮して指導の効果が最も高まるような時期を選ぶようとする。
- 指導の方法は、特別活動の特質と児童生徒等の安全意識や安全行動の実態を踏まえ、参加体験・実践型の指導方法を取り入れるなど工夫する。また、実施の回数は、学級活動（ホームルーム活動）等における指導との関連を考慮して設定する。

## 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

- 同一地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校との連携を図るようにする。
- 学校行事の計画及び実施に当たっては、必要に応じて警察署等関係機関の協力を得ることを考慮する。

#### イ 避難訓練(例)

避難訓練は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等の災害の発生に際して、適切に対処することができるようになるための資質や能力を養うことを目指して特別活動で行われる実践的な教育の場である。このような災害時の避難等の指導は、学校や地域の実情に即して予想される様々な事態を想定し、年間を通じて計画的に行うようしなければならない。また、災害などの発生の際、児童・児童や高齢者及び障害のある人たちの安全にも配慮することができる態度や能力を培うことも大切である。

避難訓練の指導計画作成や指導上の主な配慮事項は次のとおりである。

- (ア) 訓練の内容は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等を想定して設定することになるが、この場合は、学校の立地条件、校舎の構造などについて十分考慮するとともに、火災を想定した訓練のみに偏らないようにする。
- (イ) 実施の時期や回数は、児童生徒等の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節や安全管理との関連などを考慮して適切に設定する。
- (ウ) 訓練は、授業中だけを想定せず、休み時間や登下校時等、児童生徒等が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、遠足（旅行）や集団宿泊訓練等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮する。また、災害の発生時間や場所に変化をもたせ、児童生徒等が安全な行動を考え、判断し、行動できるようにする。
- (エ) 訓練が、形式的、表面的にならないように、特に次のような配慮が必要である。
  - ・ 避難訓練を、児童生徒等が安全教育で身に付けた力を發揮し行動する場として位置付け、訓練を通して児童生徒等が自らの行動を振り返り課題を見付け改善を図る、課題解決の学習の流れとなるよう、意図的計画的に実施する。
  - ・ 例えば、火災を想定した場合は、発煙筒の使用など実感を伴う方法を工夫するとともに、煙に対する避難の仕方についても身に付くようにする。
  - ・ 避難に際しては、安全管理上、人員の掌握が重要になる。その方法の訓練が教職員にとって不可欠であることを児童生徒等に確実に理解させ、行動できるようにする。
- (オ) 避難に際して、安全かつ敏速に能率的な集団行動ができるようにするため、平素から朝会や遠足、移動教室、修学旅行、集団宿泊訓練、体育祭等の学校行事における集団行動を重視して指導する。

### (3) 児童（生徒）会活動における安全に関する指導

児童（生徒）会活動は、異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るために諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、特別活動の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指すものである。児童（生徒）会活動において、安全に関わる内容を取り扱う場合、教師の適切な指導の下、児童生徒の自発的、自動的な活動によって、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の諸問題を解決しながら、学校生活の改善・充実を図る活動が考えられる。具体的には、例えば、委員会や代表委員会において、児童生徒が学校の実態に即し、廊下歩行など、児童生徒が学校生活の中で当面している安全に関する問題を取り上げて話し合い、学校生活の向上につなげ、児童生徒の安全意識や実践意識を高めることが考えられる。

安全に関する問題を取り上げて話し合い、解決する活動においては、単に安全に対するきまりや禁止事項をつくることにならないよう配慮する必要がある。問題の現状と原因の把握、問題解決のための方法、実践化を促す活動などについて話し合い、児童生徒が自主的に安全で楽しい学校生活を創造することができるような指導を行うことが大切である。

また、ボランティア活動や地域の人々との交流など社会貢献や社会参画に関する行動は、児童生徒が地域や社会の一員であるということの自覚と役割意識を高め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を育むとともに、自己実現を図る上で大切な活動である。防災や交通安全などの地域ボランティアに参加することで、自らの安全だけでなく地域社会の安全に視野を広げ、地域や社会の形成者として、地域や社会生活をよりよくしようとする態度を育むことができる。

児童（生徒）会活動における活動としては、次のようなものが考えられる。

#### ①代表委員会、生徒総会における活動の例

- ・安全な学校生活を送るための努力目標やきまり・約束等の設定
- ・安全な生活実践の状況等に関する情報の提供
- ・安全な生活実践を促すための広報活動の工夫
- ・安全に関する学校行事への協力

#### ②ボランティア活動や地域の人々との交流における活動の例

- ・地域の防災や防犯訓練への参加
- ・交通安全のボランティアへの参加

### (4) 安全意識を高めるための教育活動

安全意識を高めるための教育活動としては、毎月の学校における安全指導日や、国民安全の日、防災の日、防災週間などの地域における行事との関連を図りながら行う講話、映画会、児童生徒等の安全に関する意見や調査研究物、作文、標語、ポスターなどの発表会等が考え

られる。

このような活動は、交通安全指導や防災避難訓練等の導入的な指導の場として、また、学級活動（ホームルーム活動）や児童（生徒）会活動における指導の有力な動機付けの機会として重要な意味をもつものである。これらの活動を通して、児童生徒等一人一人の安全意識を高めるとともに、全校的に安全に対する意識を高める必要がある。したがって、このような学校行事は、特にこのために時間を設けて実施する場合や、全校集会、文化祭等その他の機会を活用して行う場合も考えられ、指導計画の作成に当たっては、他の教育活動における安全に関する指導との関連を重視することが大切である。

以上のように健康安全・体育的行事の安全に関する学校行事以外の教育活動も、それぞれ安全教育と深い関連があり、事故等の防止のための実践的な指導の機会としての活用が求められる。

#### 4 日常の学校生活における安全に関する指導

これまで述べてきた教科や特別活動等における安全に関する指導のほかにも、「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」「休み時間」等の日常の学校生活における指導も考えられる。学級活動（ホームルーム活動）における指導とは異なるが、1単位時間の指導内容や学校行事等の指導内容を補充、発展させる側面があることから、それらの指導と関連させて進めるように配慮する。

##### （1）「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」等の指導

「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」の時間を活用した安全に関する指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- 児童生徒等の安全に対する意識を喚起するように題材の提示や表現の仕方を工夫する。
- 1単位時間の学級活動の内容や日常の学校生活における指導との関連を図るように工夫する。
- 学校行事等における指導内容との関連に配慮する。
- 児童生徒等の日常生活において安全な行動が実践されているかを評価し、その後の指導に生かすよう工夫する。

##### （2）休み時間等の指導

休み時間等を活用した安全に関する指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- 児童生徒等の問題となる行動そのものについて、その場その場で改善するよう指導する。
- 児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせる。

### (3) 安全に関する個別指導の配慮

児童生徒等において、多動と注意力不足等がみられる場合には、その実態をよく把握するとともに、個別の指導計画を作成し安全上の指導が必要である。特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがあり、これらの児童生徒等に対する安全に関する個別指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- 障害のある児童生徒等の指導に当たっては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や支援を活用する。
- 個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

## 5 幼稚園における安全に関する指導

幼稚園においては、安定した情緒の下で、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開される必要がある。特に、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての安全指導を中心とし、幼稚園教育のねらいが総合的に達成されるようにすることが大切である。したがって、幼稚園における安全に関する指導は、遊びや園生活を通して、幼児一人一人の実態に即して日常的、重点的に行われるものである。具体的には、幼児が自分で状況に応じ機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常の生活の中で十分に体を動かし遊ぶを通して、危険な場所、事物、状況などが分かり、そのときによるべき最善の行動について体験を通して学び取っていくことが大切である。

また、交通安全の習慣を身に付けるために、日常の生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが必要である。さらに、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるとともに、家庭、地域社会、関係機関とも連携して幼児の安全を図る必要がある。特に、火災や地震を想定した避難訓練は、学校安全計画の中に位置付け、災害時には教職員の適切な指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにすることが重要である。なお、日頃から安全に関する実施体制の整備が大切であり、危機管理マニュアルなどを作成しておくことが必要である。

## 第4節 安全教育の評価

### ポイント

- カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められている。
- 安全教育を評価するための方法には様々な手法が考えられるが、評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、評価を進めていくことが必要である。また、児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。

### 1 安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、安全教育の目標がどの程度達成されたか、その状況を知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められている。

安全教育の評価においては、ややもすると事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質・能力を身に付け、その行動の結果として事故等の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが重要である。例えば、安全に関する知識・技能、態度等は、安全教育を評価する上で基本的かつ重要な内容である。また、児童生徒等の行動が事故防止に直接つながることが期待できる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味をもつ。そして、評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善する上で貴重な資料となる。

また、学校安全計画に盛り込まれたことが（1）適切に実施されていたか、（2）内容や方法が適切であったか、（3）指導体制が確立していたか、（4）日程や時間に問題がなかったか、（5）活用した資料等の教材や講師等の人的資源は有効であったか、（6）安全教育に関する活動の連携が図っていたかなどは学校安全計画の検証・改善の視点として非常に重要である。こうした視点をもって、児童生徒等の状況、事故等に関する客観的数値と実際の取組を合わせて検証し、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることが安全教育の質的向上の観点から

も非常に重要である。

## 2 安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。また、ポートフォリオや作文、レポート、作品、話し合いなど多様な活動を評価の対象とすることもできる。質問紙法や面接法は、安全教育によって児童生徒等が身に付けた知識や態度を把握する上では最も一般的な方法である。しかし、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要があり、また、回答は児童生徒等の主観的なものになりがちである。一方観察法は、特に児童生徒等の実際の行動等を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その児童生徒等の行動全体を表しているかなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、多面的・多角的な評価を進めていくことが必要である。

児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。安全教育の評価項目としては次のような内容を挙げることができる。

〈生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して〉

- (1) 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
- (2) 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。
- (3) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- (4) 自他の命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

また、学校教育の評価とあわせ、指導計画についても見直していく必要がある。その際、評価を行う項目としては次のような内容が挙げられる。

- (1) 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図られているか。
- (2) 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
- (3) 安全管理との連携が図れているか。
- (4) 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- (5) 指導の内容や方法に課題はないか。
- (6) 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- (7) 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。



### 第3章 学校における安全管理





## 第1節 学校における安全管理の考え方

### ポイント

- 学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。
- 安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実効的なものとする必要がある。

### 1 学校における安全管理

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

安全管理には、全ての学校種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくないが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況などは大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠である。例えば、学校環境については、学校種や教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられる。児童生徒等の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられる。同じ環境であっても、その危険性は個人によって同一でないことに十分留意することが必要である。

また、安全教育又は安全管理どちらか一方のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものである。安全管理における環境整備等は、児童生徒等がより安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。さらに、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、できる限り、児童生徒等や保護者、地域、関係機関等が安全管理に適宜参加することにより、教職員以外の立場ならではの視点や協力により安全管理の取組が充実する面もある。

このため、学校安全計画で一体的に安全教育と安全管理を年間の計画に基づいて計画的に実施することが重要である。

## 2 体制整備

児童生徒等の安全を脅かす事故等は、学校管理下のあらゆる場面で発生することが想定されることから、全ての学校及び教職員は、日頃から、事故等の未然防止や事故等発生時における対応に関して、適切な対応を組織的に講じられるようにしておくことが必要である。また、学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を推進するためにも、学校組織全体が安全教育に関する目標を共有して組織的に取り組むことが必要である。

このため、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けることが重要である。併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活が送れるように環境を整える必要がある。(詳細は第5章参照)

## 第2節 事故等の未然防止のための安全管理

### ポイント

- 事前の安全管理は、事故等の未然防止と事故発生後の的確な対処への備えの両面がある。
- 全ての学校及び全ての教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場面を抽出・分析・管理し、P D C Aサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。

事前の安全管理の取組は、安全な環境を整備し、事故等の発生を未然に防ぐことを目的とした取組と、事故等発生時に的確に対処するための備えとしての取組から成る。実際の事故等発生時の対処の詳細については第3節、第4節で触れることとし、以下は事故等の発生を未然に防ぐことを目的とした事前の安全管理の取組について触れる。

### 1 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

#### (1) 安全点検の種類と対象

学校環境の安全を保つためには、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また、安全点検の対象である学校環境は、常に

### 第3章 学校における安全管理

同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。学校保健安全法施行規則（以下「規則」という）に基づく安全点検は、定期的、臨時的、日常的に例えば次表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

#### 学校保健安全法施行規則（抜粋）

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。  
 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行われなければならない。日常の安全点検は、児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。また、臨時の安全点検については、改修により施設及び設備の状況が変化した場合や突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。

※規則における「他の法令」とは、例えば消防法（昭和23年法律第186号）や建築基準法（昭和25年法律第201号）等の安全管理に関係する法令に基づくものが想定されている。

### 【建築基準法に基づく法定点検の実施について】

建築基準法に基づく定期点検の制度では、学校設置者の別や学校施設の所在地を所管する特定行政庁が学校を定期点検の対象に指定しているかどうかによって、義務付けられる点検等の有無や内容が区分されています。

学校設置者	特定行政庁が学校を定期点検の対象に		点検等の内容	点検等の時期
	指定している	指定していない		
・都道府県又は建築主事を置く市町村が所有・管理する公立学校	定期点検の実施義務		建築物の劣化・損傷の状況の点検	3年以内毎
・国立学校 ・私立学校 ・上記以外の公立学校	定期調査の実施及び特定行政庁への報告義務	義務なし 〔有資格者による定期点検の実施を要請〕	建築物の劣化・損傷の状況及び基準への適合性等の点検・調査	3年以内毎で特定行政庁が定める時期

子供たちの安全を守るために-学校設置者のための維持管理手引- (平成28年3月)

※建築基準法第8条第1項の規定により、直接的に点検の実施義務がない場合であっても、全ての学校設置者に対して、建物を常時適法な状態に維持するよう努力義務が課されていること等から、文部科学省では、点検の実施義務がない学校設置者に対して、建築基準法や関係告示を参考に有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している（平成27年10月30日付け27文科施第375号「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」）

### 【消防法に基づく法定点検の実施について】

消防法に基づく定期点検の制度では、全ての学校の設置者に対して、消防設備の種類に応じて6ヶ月～1年以内毎に点検し、3年毎に消防庁又は消防署長への報告を行うことが義務づけられています。

#### (2) 安全点検の方法・体制等

安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する必要がある。個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行われるが、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせることとなる。

学校内の施設等の点検作業は、安全管理の一環として行うものである。この点検作業の実施方法については、個々の学校・教育委員会の実情に応じて適切に判断することとなるが、教師の負担軽減の観点から、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の改善措置等については、（現在も教師以外の学校職員も行っているが）専門的な知識や経験を有する地域ボランティアの参画や民間委託等も検討し、教師に行わせないように努めるべきである。特に、対象や項目によっては、構造上の複雑さや表面の塗装等により、学校の教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状態を正確に把握できない場合もある。判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期の安全点検だけでなく臨時に専門家による点検を行う必

要がある。近年、遊具や固定施設、ブロック塀等の倒壊・破損、老朽化、設置の状態等により重大な事故が発生していることから、定期の安全点検だけでなく臨時に、専門家による安全点検を積極的に実施する必要性が高まっている。このため、各学校と設置者が十分に連携し、具体的な対策を検討すべきである。

また、安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする必要がある。

### (3) 改善措置

学校保健安全法第28条において「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合は、遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。学校内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じなければならない。大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要があり、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

### (4) 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目の例を本資料別表に示すが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。このとき、学校単独では対応できない部分も多いため、教育委員会と十分に連携しながら対応する必要がある。

#### ① 校舎内等の施設・設備の安全管理

校舎内・園舎内の管理の対象としては、教室（保育室）、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館（遊戲室）等が考えられる。これらは、児童生徒等の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寮や寄宿舎については、校舎内等の安全管理に準じて行う。

#### ② 校舎外等の施設・設備の安全管理

校舎外・園舎外の安全管理としては、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらの安全管理については、外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要であるが、それらについては次の「学校生

活の安全管理」において述べる。

### コラム 「学校施設の維持・管理」

施設を含む学校の管理は学校教育法の定めにより設置者が行うこととされている。また、校舎その他の施設及び教具その他の設備については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより、教育委員会の職務権限とされている。

このような中で、学校施設の利用の段階では、学校保健安全法や建築物の安全に関わる様々な法令等に基づき安全を確保することとなっている。

設置者は、法令に定められた定期点検等を専門の技術者に依頼したり、定期的に見回ったりするなど維持管理を行っていたりするところであるが、施設・設備の日常的な変化は教職員の方が気付きやすい。このため、教育委員会・学校の実情に応じて適切な役割分担の下で協力して学校施設の維持・管理を行うことが必要である。

このとき、教師の負担軽減の観点から、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の改善措置等については、現在も教師以外の学校職員も行っているが、地域ボランティアの参画や民間委託等も検討し、できる限り教師に行わせないように努めるべきである。

### (5) 不審者侵入防止の観点からの安全管理

学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要がある。

このため、校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討する。

併せて、学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声掛けや名札等による識別、教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

また、学校施設の開放時は、開放部分と非開放部分とを明確な区分及び不審者等の侵入防止策（進入禁止場所の明示や施錠等）を徹底する。

### (6) 自然災害等の発生に備えた安全管理

自然災害等発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。例えば、学校の立地状況や地域の特性を確認していること、危機管理マニュアルの作成・点検をすること、「緊急地震速報」

を受け取った際の対応、避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止<sup>7</sup>、発火しやすい薬品等の安全な保管、関係機関との連絡体制・連絡機能の確保、非常用物資の備蓄などについて十分検討し、取り組む必要がある。

さらに、学校が所在する市区町村の地域防災計画との密接な関連を図り、学校施設が地域の指定避難所に指定されている場合の対応等（使用場所についての優先順位や衛生管理にも配慮した安全管理等）についても十分に協議・検討し、対策を講じておく必要がある。

一方、防災に関する施設や設備については、誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防火扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある。

## 2 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について全校の教職員で共通に理解を図る必要がある。

### （1）学校生活の安全管理の方法

#### ① 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

自校における事故の発生状況及びその原因・関連要因等を確実に把握するためには、「運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査」「学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録」「健康観察や保健室来室状況等の記録」「教職員による行動観察」などの情報を活用する。国内等の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例等を活用する。（コラム「学校における安全点検のP D C Aサイクル3（3）事故等情報の共有参照）以上のような情報は、校内は当然のこと、地域の学校間においても積極的に交換されることが望まれる。また、教育委員会等は地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校に対し取組を促すことが必要である。

#### ② 行動や場所の規制

<sup>7</sup> 東日本大震災では、天井や照明器具、ロッカーなどのいわゆる非構造部材の落下や転倒によって大きな被害が発生した。特に、天井高の高い体育館等の天井材や照明器具、バスケットゴールなど高所に設置されたものは、落下した場合に致命的な事故につながるおそれが大きく、同震災では天井材等の落下により生徒が負傷する事態が生じたことなどから、文部科学省では、平成25年8月「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を作成し、周知している。

行動や場所の規制は、休み時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように、具体的で明確でなければならない。例えば、立入りを禁止する場合には、その場所を明示するとともに、容易には立ち入ることができないような措置を講じる必要がある。そのためには、まず、規制について教職員が共通に理解し、協力体制を確立し指導する必要がある。さらに、規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底させなければならない。

#### ③ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

児童生徒等の情緒の状態をはじめとする心身の健康状態は、行動に大きく影響し、結果として児童生徒等の安全性に影響を与える。よって、心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努めることが重要である。なお、個別の対応が必要な児童生徒等は、言葉で促すだけでなく実際に目視で確認することも大切である。

#### ④ 安全管理と安全教育との関連

学校生活における安全管理は、事故防止を直接的な目的としていることから、指示的、規制的になりやすい。もちろん、指示的・規制的姿勢は必要であるが、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。規制やきまりについては、規範意識形成のために遵守させるべき対象と捉えるばかりでなく、児童生徒等が安全を重視した意思決定や行動選択を行うための環境整備の1つであるとみなすことができる。したがって、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。すなわち、安全管理と安全教育は相互に充実を図る関係にあることに留意する。

また、学校生活における安全管理の効果を高めるためには、教職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒等相互の人間関係において信頼が不可欠である。

なお、児童生徒等の中には、危険な行動をとるなど、けがをしやすい者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達の段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

### (2) 学校生活の安全管理の対象

学校生活の安全のためには、施設・設備、器具・用具等学校環境自体の安全が前提となるが環境の安全管理については、主として「第2節1（4）学校環境における安全管理の対象」において扱う。以下では、学校生活ごとに、様々な対象に共通する安全管理の観点について述べ、本資料別表として、留意点や対象・項目の例を示すこととする。ただし、対象や項目の設定には、学校種の違いや自校の環境の実態等を考慮する必要がある。別表の例に限定することなく、適宜、追加・変更等行うことが望まれる。

## ① 休み時間

休み時間等の安全管理は、始業前の時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後などがその対象となる。このような時間には、児童生徒等は解放感から、とかく無意識のうちに危険な行動をとる場合があり、事故の発生も多く、児童生徒等間の暴力やいざこざ等が起こることも考えられる。したがって、始業前の特定時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後等それぞれ時間の特徴に応じて、次のような観点から安全点検を行い、必要な措置をとるようにする。

### ○ 校舎内で活動している場合

- ・ 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。
- ・ 校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。
- ・ 庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。

### ○ 運動場、体育館等で活動している場合

- ・ 運動や遊びをしている者と他の者との間に危険はないか。
- ・ 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。
- ・ 休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。
- ・ 人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。
- ・ 新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。

### ○ 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合

- ・ 遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。
- ・ 利用の仕方に無理はないか。
- ・ 利用している者の行動に危険はないか。
- ・ 固定施設の近くにいる者に危険はないか。

## ② 各教科等の学習時間

各教科等の学習時、特に、理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技などにおける事故は少なくない。また、総合的な学習の時間等では、校外で活動することも想定されるので、安全への一層の配慮が必要となる。各教科等の安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。また、けがの可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮する。校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠であることはいうまでもない。

これらの教科等に共通して留意すべき事項としては、次のような点が挙げられる。

- 始業前や授業前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。
- 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利

用の仕方に危険はないか。

- 情緒不安傾向の児童生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科等の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図る必要がある。

#### ③ 特別活動（クラブ活動等、学校行事）の活動時

クラブ活動等の活動は、児童生徒等が自主的に行う、学年や学校全体など集団で行う、校外で行うなどの特徴を有する。また、これらの活動は、場所、活動状況等が極めて多岐にわたる。

よって、多様な状況に応じた安全管理が必要となる。

クラブ活動や学校行事など、児童生徒等が自主的に行ったり学年や学校全体など集団で行ったりする諸活動については、慎重な安全管理の配慮が必要である。部活動についても同様である。このために共通した観点を次に挙げる。

- 参加する人員は完全に確認されているか。
- 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。
- 場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。また、用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。
- 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
- 活動をしている者同士の間に危険はないか。

このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが必要である。

特に、放課後等に行われる部活動での事故が多いので、部活動に参加する者の自己管理を徹底するとともに、直接指導を充実するなど教職員の共通理解を図るようにする。また、歯等の障害が著しく多いことから、種目や運動内容によっては、マウスガードを活用することなども考慮する必要がある。

#### ④ 学校給食の時間

学校給食では、配膳室からの食缶等の受渡し時、運搬時、教室での配膳時等の様々な段階がある。この段階に際して、時として事故を招くことがある。このため、特に次のような観点に留意した安全管理が必要となる。

- 学校給食の配膳室の窓口前に危険はないか。また、食缶、食器等の受渡しの方法等に危険はないか。
- 食事や食器を運搬する方法、運搬する通路などに危険はないか。
- 食事を配膳するときの取扱いに危険はないか。

また、学校には各種のアレルギー疾患の児童生徒等が在籍していることや、既往症のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例もあることから、アレルギー疾患の児童生徒等の有無にかかわらず、油断することなく、全ての学校でアレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておく必要がある。このため、特に、食物アレルギーへの対応については、各学校の対応マニュアルに記載された取組が確実に行われていることについても併せて確認が必要である。

(食物アレルギー対応に関しては、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえ、適切に行う。)

#### ⑤ 清掃活動等作業時

日常の清掃、大掃除、学校環境緑化活動、その他の作業活動時においても、用具の扱い方、危険な行動などが原因で事故が発生することがある。このため、次のような観点に留意して、安全管理に当たることが大切である。

- 道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切なものであるか。
- 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。
- 作業している場所及びその周辺に危険はないか。
- 作業活動が周辺の者に危険を及ぼすことはないか。

### 3 通学の安全管理

児童生徒等の通学時の安全を確保するためには、教育委員会・学校・保護者や警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携を図り、取り組むことが重要である。

通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努めることが求められている。

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学の手段に対応した安全管理が主な対象となる。具体的な対象や項目の例を本資料別表に示すが、安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策などを行う必要がある。特に、中学校や高等学校、特別支援学校における生徒の通学手段は、多岐にわたることから、それぞれの交通手段の特性を考慮した安全管理が求められる。また、通学の安全管理については、交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要である。

なお、通学の安全確保には児童生徒等の行動が大きく関わるので、児童生徒等の行動の自己管理が極めて重要となる。したがって、安全管理だけでなく計画的な安全教育が不可欠であり、両者を特に密接に関連付けるべきである。さらに学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし責任をもって児童生徒等の指導に当たることが重要である。

例えば、点検等により把握した情報を、安全マップの作成等を通じ、危険箇所・要注意箇所を「見える化」して関係者間で共有し、安全確保策を講じたり、地域の関係機関等との連携を図り、「子供110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所を児童生徒等に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したり、必要な対策を実施することなどが考えられる。

### (1) 通学路の設定と安全確保

通学路の設定と安全確保に当たっては、教育委員会・学校、保護者等は、警察やボランティア等からの情報提供や実際に通学路の状況を把握して、交通事情等、誘拐や傷害などの犯罪被害防止、土砂崩れや河川の氾濫など防災の観点について考慮し、関係者等と議論するなどして、可能な限り安全な通学路を設定する。なお、児童生徒等の通学路が一人一人違うことや、下校時には放課後児童クラブ、放課後等デイサービス等、塾など登校時とは別の経路を利用することもあることから、保護者が状況等を把握し、児童生徒等に安全確保のための指導を行うことが非常に重要となる。

また、登下校時の児童生徒等の安全確保については、学校、家庭、地域社会が、それぞれの状況を勘案し、適切な役割分担の下で協力し、取り組むことが求められている。教職員や保護者は、必要に応じて教育委員会、警察、道路管理者や地域の関係者等との連携体制を構築して、定期的に（又は必要に応じて随時）、通学路を点検し、児童生徒等が一人になる区間や危険箇所・要注意箇所があれば関係者の間で共通認識をもってそれぞれの立場に応じて対応することが必要であり、通学路の安全点検と点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のP D C Aサイクルとして繰り返し実施することが重要である。

### (2) 安全な通学方法の策定・実施

通学の安全を確保するためには、通学路の設定等のほかに、地域の道路や交通事情に即した通学手段を選ぶとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止の視点や災害時の安全確保の視点から、適切な安全管理の下に通学するようにする。その際、特に次の事項に配慮する必要がある。

#### ① 交通手段の違いによる安全確保

- 徒歩及びバス、電車等交通機関利用による通学の安全確保

利用される交通機関等は地域や学校の実情等により大きく異なる。これらの実態に応じて、安全管理を行う。また、スクールバスを利用している場合は、バス停までの通学方法についても確認しておく。

#### ○ 自転車通学の安全確保

自転車通学での安全確保では、通学における使用のきまりの遵守、自転車に関する道路交通法等関連法規の遵守、ヘルメットの着用、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について児童生徒等への指導も含めて安全管理を行う。その際、通学時間帯に応じた管理についても考慮する。

#### ○ 二輪車や定時制高校等における自動車による通学の安全確保

二輪車や自動車による通学は、生徒の通学に要する身体的・経済的な負担軽減の観点からも必要であり、その安全確保については、通学における使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について生徒への指導も含めて安全管理を行う。また、二輪車や自動車は歩行者等に対する加害事故を起こしやすいことに留意するとともに、家庭や安全運転を推進する地域の諸機関との連携による二輪車の実技指導を含む実践的な安全運転講習などに生徒が参加できるよう考慮する。

#### ② 交通事故防止のための安全確保

通学路の交通安全を確保するためには、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者その他必要な者で構成される推進体制を確実に構築し、その下で地域ごとに策定された基本の方針（通学路交通安全プログラム）に基づく取組を実施することが重要である。

通学路の合同点検等の結果を踏まえ、学校においては、児童生徒等に対し、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されること等が求められる。

#### ③ 悪天候時や災害等発生時の安全確保

登下校中に災害等が発生した場合の対応について、原則として自宅か学校のどちらか安全で近い方へ向かうなど保護者と学校との間で共通の認識を得ておくことが必要である。また、児童生徒等がそのとき入手した情報（Jアラートによる緊急情報、防災無線や広報車などの放送、テレビやラジオ、携帯電話へのメール配信、周囲の動き、公共交通機関のアナウンス等）に基づき、自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に周知しておくことが求められる。また、災害の種類に応じて、当該災害の性質、とるべき行動、安全な避難場所について理解させる。

例えば地震が発生した場合は、まず「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」「建物、塀、崖下、川岸等から離れる」「自動車は思わぬ動きをするので離れる」「津波が発生するおそれがあるので海からできるだけ離れる」等の指導をしておくとともに、避難（安全な場所への移動）の途中経路で児童生徒等が互いに助け合うこと、可能であれば、帰宅後できるだけ早く学校へ連絡することを指導しておく。併せて、通信手段が途絶した場合の安否確認のルールについても児童生徒等・家庭と事前に協議しておく。また、交通機関を利用している児童生徒等は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないよう指導することなどが考えられる（遠距離通学の場合などは通学経路上の避難場所に避難するなど、地域の実情や通学方法等に応じた指導をしておく必要がある。）

#### ④ 誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための安全確保

児童生徒等を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していくことが必要である。このため、教職員、保護者の間で登下校方策について議論し、共通認識を得ておくことが重要である。特に、小学校低学年の児童については、学校の状況に応じて集団登下校や見守り・同伴などの工夫を行うことにより、その安全がしっかりと確保できるよう取組を進めることが重要である。このほか、学校行事・部活動等で帰宅時間が不規則になる際の対応について保護者や見守り活動の実施主体等と共通理解を得ておくことが重要である。

また、地域全体で児童生徒等を見守る体制及びそれを補完する防犯カメラや街灯等を整備するなど、通学路に不審者を近付けない、あるいは犯行に及ぼせないことも重要である。さらに、児童生徒等に対しても「通学安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通じて危険箇所等を周知するとともに、危険予測・回避能力を身に付けさせが必要であり、安全管理と安全教育を一体的に行うことが重要である。

#### (3) 地域全体で見守る体制の整備等

これまで述べたように、交通事故や災害、不審者等から児童生徒等の大切な生命や安全を確保するため、学校と保護者、教育委員会、警察や道路管理者、自治体の安全安心まちづくり担当部局等の関係機関、地域の関係団体等との間で、登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力しつつ、学校周辺、通学路での安全を確保するなどの組織的な活動が必要である。

したがって、日頃から、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携を図りながら、教育委員会・学校と保護者、地域の関係団体等との間で情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進めていくとともに、学校内外や地域の巡回、「声掛け運動」等を学校と地域、関係機関・団体が一体となって展開することなどが重要である。また、情報の収集・共有化を進めるため、迅速性・確実性に配慮し、学校、家庭、

地域関係団体等が電子メール・SNS等を活用することや、ICT（情報通信技術）を活用した防犯の取組を検討すること等も登下校時の安全を確保するために有効である。

また、地域では、様々な安全ボランティア団体が児童生徒等の安全を守るために主体的に活動していることから、教育委員会においても、このような団体に働きかけ、PTAや関係諸機関と連携を図りながら児童生徒等の安全確保に取り組み、地域ぐるみで地域や学校の安全を確保することが必要である。

そして、家庭では日頃から、児童生徒等が事故や誘拐や傷害などの犯罪の被害から自分の身を守るために注意すべき事項、例えば、自宅周辺や通学路周辺の危険箇所・要注意箇所、いざというときの駆け込み先、防犯ブザーなど防犯用具の使い方（定期的な作動確認を含む）、送り迎えの約束、一人在宅時の電話や訪問者への対応等に関して話し合っておくことが必要である。

### コラム 「学校における安全点検のP D C Aサイクル」

学校内の施設設備・器具、危機管理体制及び通学路の安全を「点検」することは、児童生徒等が事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な安全管理の取組の一つである。決まった項目を毎年点検するだけでなく、常に、登下校を含めた学校生活の環境内にある危険箇所及び危険な環境条件を「抽出」「分析」「管理」する取組を、P D C Aサイクルに基づき組織的に進めていくことが必要である。以下では、その具体的な手順を示す。

#### 1 危険箇所の抽出

以下の3種類の情報を参考にして、事故等の発生可能性が高い箇所を抽出していく。

その際、危険箇所の写真や動画を適宜活用することも有効である。

##### （1）教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報

校内でけがをした場所、通学中にヒヤリハットを経験した場所など、教職員、児童生徒等、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、地図上に記していく。多くの児童生徒等がけがをしている場所、重大事故に発展した可能性がある場所などを把握し、重点的に対策を講じる箇所を絞り込んでいく。

##### （2）過去の事故等の発生に関する情報

過去に、声掛け事案が発生した箇所、大雨で水路が氾濫した箇所などは、客観的な事実として記録し、重点的な危険箇所に含める。また保健室のデータを定期的に分析し、児童生徒等がけがをした場所を集計することも、対策を講じる上で重要な情報源となる。

##### （3）事故等の発生条件に関する情報

事故等の発生には、典型的な環境条件が存在する。ハザードマップや下の点検の視点などを参考にして、学校施設内及び通学環境内における、事故等と結び付く環境条件を見いだすなど、定期的・臨時的・日常的に点検を行う。また、不審物等がないか

も日常的に点検しておくことも重要である。

- 防犯の視点（不審者侵入防止用の設備、警報装置・監視システム・通報機器等の作動、避難経路の複数確保、出入口の施錠状態、通学路にある犯罪発生条件（死角、街灯の有無等））
- 交通安全の視点（歩道や路側帯の整備状態、車との側方間隔、車の走行スピード、右左折車両のある交差点、見通しの悪い交差点、沿道施設の出入口、渋滞車両・駐車車両の存在）
- 防災の視点（天井材・外壁等の非構造部材の落下防止、書棚・家具等の壁・床への固定、警報装置や情報機器等の作動、避難経路・避難場所、通学路にある危険（ブロック塀等）や災害発生条件（土砂災害、洪水など）、遊具等の劣化）
- 校内事故防止の視点（天井材、外壁等の非構造部材の落下防止、体育館の床板等の建材・遊具等の劣化、窓・バルコニーの手すり等の点検、エレベーター・防火シャッター等の点検）

## 2 危険箇所の分析

抽出された危険箇所を分析することで、発生し得る事故等を具体化し、問題となる環境条件を特定する。

### （1）複数の目による客観的な分析

関係者と合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を観察し分析する。必要に応じて、専門家の協力を求め、より詳細で客観的な分析を行う。もし事故等が発生したならば、児童生徒等にどのような被害が生じるのかを具体化する。過去の事故等の発生箇所については、発生要因・誘発要因となった環境条件を特定していく。避難が必要になった際に、大勢での移動、パニック等で動けなくなることが予想される児童生徒等、車椅子等での移動が必要な場合も想定して、避難経路となり得るか、避難経路となった場合どのような点に留意すべきか等の視点からも検討をしておくことが大切である。

※ 通学路の安全点検については、通学指導等に生かす観点から教職員が行うほか、児童生徒等・保護者と点検し、より教育効果を高めたり、教育委員会、警察や自治体の他部局、道路管理者等と合同に点検して学校・教育委員会だけで対処できない具体的な改善策につなげたりすることが考えられる。

### （2）児童生徒等の行動を分析

事故等の多くは、児童生徒等の行動特性と連動して発生する。校内・通学路上の危険箇所において、児童生徒等がどのように振る舞っているのかを観察し、想定される事故等発生のイメージを具体化する。特に、通学路に関しては、登下校の時間帯に、児童生徒等の通行の様子を観察することで、改善すべき環境条件と、指導上の課題を

見いだしていく。

### (3) 児童生徒等による調査

児童生徒等による危険箇所の分析は、児童生徒等の視点からの問題把握、及び児童生徒等自身の学習にもつながり有用である。児童生徒等からヒヤリハット経験等の情報を収集し、通学路安全マップを作成した後、保護者や地域の関係者と意見交換する方法も有効である。

## 3 危険箇所の管理と組織体制

以下の手順で危険箇所について組織的に対応・管理していくことが重要である。

### (1) 物理的対策と人による対策

危険箇所の抽出と分析を通して、対策のための基礎資料が得られた後は、具体的な改善案を提案していく。対策には、物理的に環境を改善する方法（サッカーゴールの固定、転落防止の防護柵の設置、路側帯の拡幅とカラー舗装、緊急地震速報受信機・防犯カメラの設置など）と、人による安全確保の方法（スクールガード等の見守り活動、児童生徒等への指導など）がある。

### (2) 協議会・委員会による組織的な取組の推進

対応策の実施には予算を伴うものが多く、また専門家や関係者からの協力を得る必要がある。そのため、教育委員会や学校は、通学路安全推進協議会、地域学校安全委員会、学校安全委員会などの学校安全推進のための協議会等において、危険箇所の抽出・分析・管理の活動や定期的な点検、学校安全に関する取組についての協議を、学校・家庭・地域が一体となって組織的に推進することが望まれる。このとき、必要に応じて、合同の協議会等を設置すること、地域学校協働本部やほかの委員会などの既存の組織を活用することにより、効率的かつ効果的な体制整備が可能である。

### (3) 事故等情報の共有

学校の事故等情報に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害共済給付業務の実施によって得られた死亡・障害事例をまとめ、学校安全Web（ウェブサイト）で、情報提供している「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」（冊子）等から事例を閲覧することが可能である。

各学校では、校内で発生したヒヤリハット事例のほか、こうした事故等の事例を自校の環境に置き換え、同様の事故等が発生しないよう、危機管理に努める必要がある。また、教育委員会等は地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校に対し取組を促すことが必要である。

また、学校は、関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むというセーフティプロモーションの考え方も参考にしつつ、学校安全に関する情報収集・分析を進めるとともに、適切な指標を設定し、将来の事故等の減少につながるP D C Aサイクルの確立に取り組んでいくことが必要である。

このほか、事故等の未然防止・発生時の対応への備えとしては、教職員研修、避難訓練、安全教育などが挙げられる。

## 第3節 事故等の発生に備えた安全管理

### ポイント

- 事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。
- さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、傷病者を見た場合には、臆せず躊躇せず迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。（「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

### 1 救急及び緊急連絡体制

学校において事故等が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報など、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当は、傷病の悪化を防ぎ、引き続いて行われる専門的処置の有効性を高めるための手当であり、傷病者の苦痛を緩和する効果もある。応急手当には、迅速さや正確さが要求される。よって、応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制が確立されている必要がある。

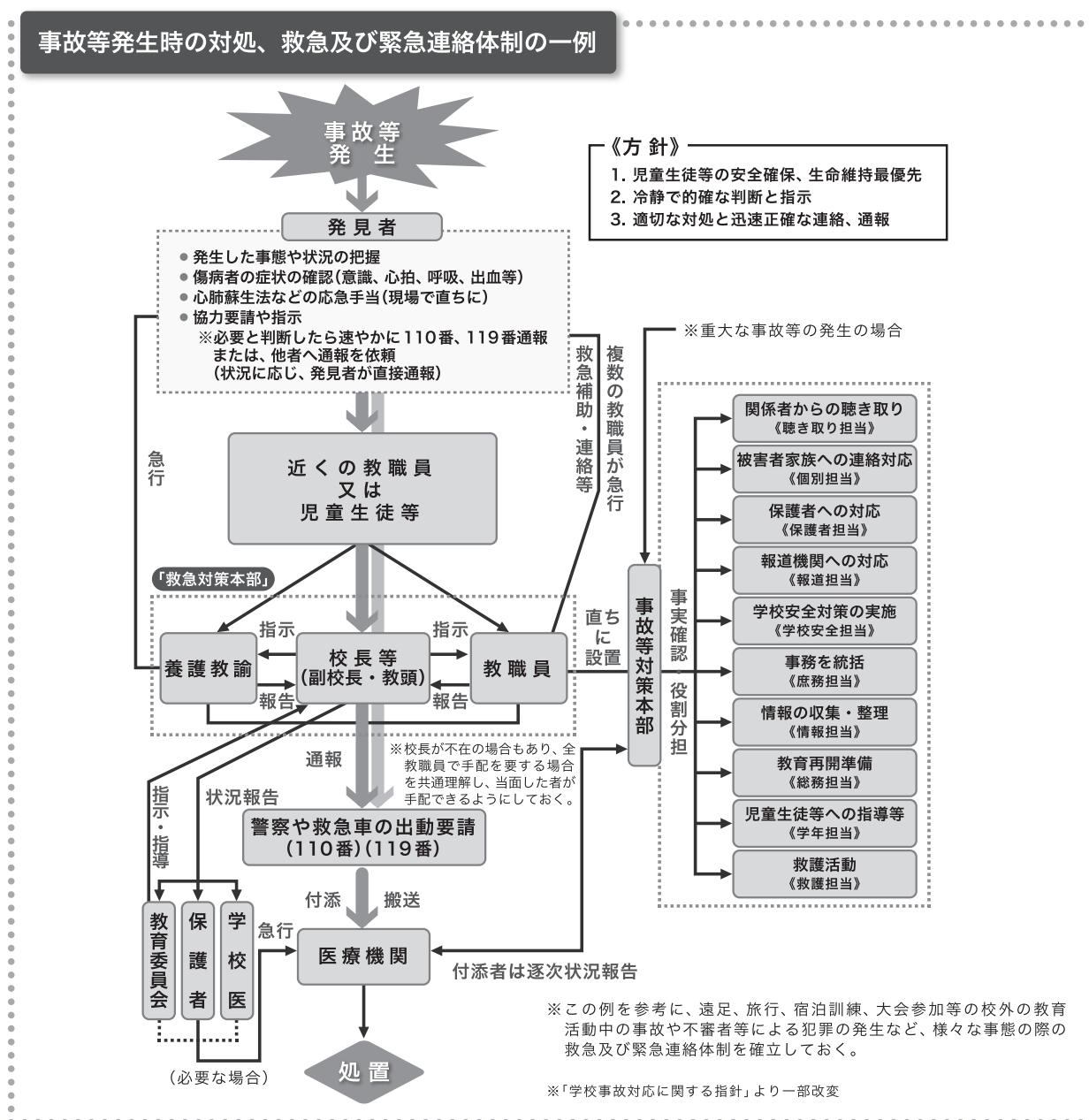
また、AEDについては、インジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するなど、適切な管理が必要である。加えて、全教職員が様々な状況や傷害等に対する応急手当の手順と技能を習得していることが求められる。

なお、応急手当が必要な事故等としては、単なる運動時や高温多湿時の活動などの日常的な負傷だけでなく、暴力（生徒間、対教師、対物など）、侵入者による校内外での犯罪など幅広く想定すべきである。

## 2 事故等発生時の対応

### (1) 校内での事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制

校内で事故等が発生した場合には、原則として、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急車等を手配する。また、直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求める。役割を分担して、周囲の状況を整え、児童生徒等の動揺を抑える。また、保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。事後措置としては、引き続き保護者等との連絡・対応を行うとともに、教職員間の共通の理解、児童生徒等への指導、さらには、状況に応じて、PTA、警察、報道機関等への対応を行う。また、侵入者による校内外における犯罪発生の際には、児童生徒等の生命や身体の安全確保を最優先し、通報や応急手当などを併せて実施する。



### 被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点

- 被害児童生徒等の保護者に対し、事故等の発生（第1報）を可能な限り早く連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努める。
- ※ 緊急の際の連絡方法を複数確保しておくとともに、搬送車や搬送先を記録しておく。

### 応急手当を行う際の留意点

突然倒れた場合などは「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを利用し、行動しなければならない。

- 被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 教職員は事故等の状況や被害児童生徒等の様子に動搖せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
- 応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。）。

### （2）校外活動時等における事故等発生時の留意点

校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒等への事前の安全に関する指導の十分な実施及び教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。

このとき、グループに分かれて活動する場合や児童生徒等が教職員から離れて活動する場合などは、児童生徒等から教職員への連絡方法や引率する教職員から学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備しておく必要がある。

また、あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておくとともに、引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。特に、野外活動等の際には、医師、看護師、養護教諭等の専門性の高い者を同行させることが望ましい。

さらに、校外でマラソン大会を行う場合や部活動で遠征する場合など、AEDを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参するなどの対応が必要であるとともに、使用方法等について教職員間で確認しておく必要がある。

万が一、事故等が発生した場合には、状況に応じた適切な応急手当を行う。また、児童生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、児童生徒等が動搖しないように冷静な態度での的確な指示を与える。引率責任者は、事故等発生の状況及び対処の概要を学校へ急報する。学校は、それを受け、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。事故等の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

### 校外活動時に事故等が発生した場合の留意点

#### 状況確認

児童生徒等の活動状況を確認するとともに、活動場所に向かい、児童生徒等の安否を確認します。

- 修学旅行などでグループに分かれて活動している場合は、引率教職員で分担し、児童生徒等と連絡を取り合うなどしながら、可能な限り活動場所に向かい、安否を確認します。  
ただし、交通機関等が使えず児童生徒等の活動場所に向かえない場合は、携帯電話等で連絡を取り合うなどしながら、児童生徒等の安否を確認するとともに、安全な場所へ避難するよう指示を出すことが大切です。
- 負傷者等がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡します。  
また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行います。

#### 対応決定

事故等の発生状況や周辺道路の状況等を確認した上で、集合や帰校、下校の仕方を決定します。

- 安全を確保できる場所に避難します。その際、教育委員会や警察等の関係機関から情報を収集し、事故等の状況を把握するとともに、安全な集合場所や移動方法等についても助言をもらうことも大切です。
- 現況及び学校の対応等(帰校してから集団下校、帰校してから引渡しによる下校、現地での引渡しによる下校など)について保護者へ連絡し、理解と協力を求めることが大切です。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省 平成30年2月

#### コラム 「熱中症への対応」

熱中症防止のためには、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずることが必要である。また、児童生徒等には体格や体力の差があり、日によって体調が異なる場合もあるため、各児童生徒等の個別の状態の把握に努める必要がある。併せて、事前に問題がなかったとしても、児童生徒等が実際に不調を感じた際にはその旨を申告することや、他の児童生徒等の不調に気付いた場合にはすぐに教師に伝えるようにすることなど、教職員が児童生徒等の体調変化に気付きやすい環境を作っていくことが重要である。

万一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要である。こうした対応を学校において確実に行うためには、常日頃から各学校の実情に応じて学校安全に関する組織的な取組や教職員の資質・能力の向上等にしっかりと取り組んでいることが重要である。

また、熱中症の多くは体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活

動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くなない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生している。

こうしたことを十分に踏まえておくとともに、活動日や活動時間における気象状況を適切に把握し、各地域における熱中症の危険性（暑さ指数等※）を踏まえ、活動の実施について対応を柔軟に検討することが必要である。特に、運動部活動については、スポーツ庁から運動部活動における熱中症事故の防止等について都道府県等に対し、周知を行っている。さらに、長期的な気象状況を踏まえて、必要に応じて、夏季における休業日の延長や臨時休業日の設定等を検討することも考えられる。

また、夏季休業などに備えて、児童生徒等へも十分な指導を行っておくことが重要なのは言うまでもない。

熱中症予防については、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月文部科学省）のほか、「熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）及び教材カード（独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）、「体育活動における熱中症予防」「調査研究報告書」「熱中症環境保健マニュアル」（平成30年3月改訂環境省）等の参考資料がある。

※環境省の熱中症予防情報サイトやW B G T計等を参照

### 3 学校への不審者侵入時の対応

学校への不審者侵入事案への対応は、学校内に不審者を侵入させない環境づくりとともに、全教職員が、どこかの学校の出来事ではなく自分の学校でも突然発生し得るという意識を常にもち続けることが重要である。さらに、実際に不審者が侵入した場合に備えた対応を訓練などによりシミュレーションして、教職員一人一人の判断力・行動力を向上させていくことが欠かせない。

学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危機管理マニュアルに従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起や避難誘導等、警察や消防署等の関係機関や教育委員会への通報・連絡など、緊急時に応える体制を速やかに立ち上げて行動することが必要である。

また、学校に侵入するおそれがある不審者情報があった場合に備え、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者や地域住民等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく必要がある。（学校における不審者への緊急対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

### 不審者侵入に備えた訓練を実施する際の留意点

近年の学校への不審者侵入事件を顧みると、不審者はナイフや包丁、拳銃など様々な凶器を所持していることが想定され、さらに児童生徒等や教職員に危害を加える事件も発生している。したがって、教職員は、不審者が侵入し危険を感じた場合には、躊躇することなく警察に通報するとともに、不審者は何らかの凶器を所持しているという前提に立って対応し、児童生徒等の安全を最優先に、自らの安全にも配慮しつつ、警察が駆けつけるまでの時間を稼ぐための訓練を行うことが重要である。

## 4 登下校時における緊急事態発生時の対応

登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害などの犯罪被害や交通事故、地震、豪雨等による自然災害等が想定されるが、例えば登下校時における不審者等による緊急事態発生時の体制については、日頃から、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携を図りながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておくことが大切である。

実際に、児童生徒等の通学途中で、事故等が発生した場合には、学校は、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関係機関と連絡をとって、事案に応じた対応がとれるようにする必要がある。

その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。そのため、前もって事件・事故等発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。

また、登下校時における不審者等による緊急事態発生時には、各学校の危機管理マニュアルに従って、被害者等の安全確保、登下校の安全確保など、地域における取組と学校の取組の両面から対応を行うことが大切である。（登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を参照）

## 上下校時に事故等が発生した場合の留意点

### 状況把握

事故等の状況を把握し、各地区の担当教職員を事前に決めておくなどし、事故等の発生した場合は、場所及び周辺(通学路等)に向い、児童生徒等の安否を確認します。

- 負傷者等がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡します。  
また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行います。
- 登校時の事故等では、教職員がまだ出勤前であることも考えられるので、教職員の安否確認とともに、対応可能な教職員で児童生徒等の安全確認を行うことが必要です。
- 事故等発生時などに、児童生徒等や地域住民が学校へ避難してきた場合は、児童生徒等の安全確認を行う教職員とは別の教職員が、避難者への対応を行うことが求められます。

### 対応決定

事故等の発生状況や周辺通学路の状況等を確認した上で、上下校の仕方を決定します。

- 教育委員会や警察等の関係機関から情報を収集し、事故等の状況を把握するとともに、上下校の仕方(集団上下校、同行による上下校、保護者への引渡しによる上下校等)についても助言をもらうことも大切です。
- 現況及び学校の対応等について保護者へ連絡し、理解と協力を求めることが大切です。
- 保護者や地域ボランティア等に可能な限り協力を求め、必要に応じて、児童生徒等に同行するなどして安全を確保し、上下校させることが大切です。
- 状況によっては、事故等発生場所付近の安全な場所で待機し、保護者に引き渡して下校させることも考えられます。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省 平成30年2月

## 5 新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化している。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である。(対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を参照)

## 第4節 災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）

### 1 緊急連絡体制の整備

学校及び周辺で起こり得る様々な災害について、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要である。特に児

童生徒等の下校や引渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく必要がある。児童生徒等の在宅中（登校前・休日・夜間等）に災害が発生した場合や災害に関する警報が発表された場合、若しくは避難勧告等が発令された場合の登校や休校についても、できる限り事前に設置者等と協議<sup>8</sup>し、同様に基本パターンを決めてあらかじめ保護者に周知する。（引渡しの詳細については第5節1（2）参照）

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切である。

## 2 緊急対応体制の整備

それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織（学校防災本部等）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためには、防災体制の役割分担はもちろんのこと、消火器等防災設備の配置や使用法、緊急連絡方法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法についても教職員の共通理解を得ておく必要がある。教職員の出張や休日中の非常配備の場合などでは、あらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、当初人数が少ない場合には複数班に所属していくつかの役割を兼務させるなど、対応可能な教職員の数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な緊急の応急的指揮システムの整備を図る必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在の場合でもできるように、代行順位を明らかにしておくことが必要である。

指定避難所に指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、日頃から市区町村の防災担当部局や自主防災組織等と話し合い、避難所となる場合の運営方策（運営体制、施設の使用制限について等）に関して確認しておく。その際、地域住民が避難所を運営できる体制を整備しておく必要がある。

## 3 避難が必要な場合

災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。実際に災害が起こっている最中に危機管理マニュアルを確認する余裕はない。教育活動として実施する避難訓練とは別に、事前に危機管理マニュ

<sup>8</sup> 非常変災その他急迫の事情があるときの臨時休業の取扱いについては、学校教育法施行規則（昭和44年文部省令第11号）第63条に基づき、校長の判断によることとなるが、円滑な運営のため、基本的な対応については、あらかじめ設置者と協議しておくことが望まれる。

アルに基づいた実践的な訓練を実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、訓練の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておく必要がある。避難の際に必要となる物品等（関係機関連絡一覧表、ハンドマイク、児童生徒等の名簿・連絡先、救急セットやAED、その他の非常持ち出し品等）は、すぐに携行できるように準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に情報を周知できるよう体制を整えておく。

### 災害別の事前の準備

#### ○ 火山灾害

火山噴火が予想される場合等には、「警戒が必要な範囲」を明示した「噴火警報」などの火山に関する情報が発表される。火山噴火に伴う現象の影響が及ぶおそれのある範囲を示した「火山ハザードマップ」や、それに避難先や避難経路等の情報を付加した「火山防災マップ」等を活用し、生じ得る火山現象の影響範囲と学校の所在地等との位置関係を平常時から事前に把握し、噴火警報の発表に応じて、適切な退避・避難行動がとれるように、教職員等の行動の仕方を事前に決めて理解しておくことが重要である。

※ 「警戒が必要な範囲」とは、大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象の発生により生命に危険が及ぶ範囲のことである。

#### ○ 風水（雪）害

大雨警報等は市区町村に発表されるため、児童生徒等が複数の市区町村から登校する場合はその対応についても決めておく。また、テレビ・ラジオ等では複数の市区町村をまとめた地域の名称（○○地方など）で伝える場合があることから、気象庁ホームページ等で市区町村ごとの発表状況を確認するよう保護者に周知しておく。（自校ホームページに、自校に関わる各種気象情報へのリンクを張っておくのもよい。気象庁ホームページは、各コンテンツへの直接的なリンク（ディープリンク）が許されている）

#### ○ 原子力災害

学校の近隣に原子力関連施設がある場合、その設置状況や事故等発生時の措置について、あらかじめ把握しておくことが必要である。さらに、災害発生時における自治体の対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて理解しておくことも大切である。登下校中に原子力災害が発生したときは、防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞いて指示に従うよう児童生徒等及び保護者に対して周知徹底を図っておく。

### 校外活動時の留意点

校外での活動を行う際、特に、学校が所在する地域の環境条件と異なる場所へ行き活動する場合は、事前に現地の状況やハザードマップ、気象情報などを十分に把握する必要が

ある。また、活動中の気象情報の入手手段も確認しておく必要がある。

例えば、日本近辺で地震が発生した場合は当然ながら、海外等遠隔地で発生した場合でも津波による被害が生じるおそれがある。学校においては、海岸近くに立地するなど津波被害が予想される地域だけでなく、海岸周辺等で校外学習や課外活動等を行う際には、津波情報や自治体の避難指示等の情報収集体制等を確立するとともに、高台等への避難経路を確認し、津波情報を入手した際の対応を事前に定めておくことが必要である。気象災害についても、自治体が発令する避難勧告等と連動し対応が必要となる。このほか、豪雪地域で教育活動を行う場合は情報収集や危険性の配慮が、火山付近への訪問であれば気象庁や自治体が発表する情報の収集や過去の災害事例等も熟知しておくとともに、関係者との連絡手段の確保、登山届の提出等の安全確保のための手段を講じることが大切である。

また、悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は最新の気象情報を入手するなど細心の注意を払わなければならない。

運動会や体育祭、球技大会など屋外運動場での活動では、不安定な気象条件下で発達する積乱雲による雷の発生、竜巻、突風、急な大雨には備えておく必要がある。これらの現象は局地的であり範囲も限定的であるため正確な予測が難しい。そのため、学校や教職員は気象情報を活用しつつも、積乱雲が接近する兆しを感じたら、落雷や竜巻突風等に備えて、速やかに活動を中止し、児童生徒等の安全を確保する必要がある。また、予期せぬ風等に備えて、常にテントやサッカーゴール等を固定しておくことが必要になる。

また、こうした、想定される災害や対応方法、危険箇所及び避難場所等については、児童生徒等や保護者に周知しておくことも重要である。

## 第5節 事後の対応と学校事故対応

### ポイント

- 危機が一旦おさまった後、速やかに児童生徒等の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。
- また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。
- さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

#### 1 事後の対応

事故等発生後、速やかに児童生徒等の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要がある。

## (1) 安否確認

安否確認については、状況別に整理しておくことが必要である。学校以外の場所に避難していることも想定し、緊急事態に迅速に情報提供してもらえるよう学校周辺の店や民家、「子供110番の家」等と日頃から体制を作つておくことが大切である。

また、学校からの情報発信について、情報通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設の掲示板などの活用や、事前に保護者等とルールを決めておくことも大切である。

さらに、児童生徒等だけでなく教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に行う必要がある。

### 安否確認の留意点

#### 1 児童生徒等が学校内にいる場合の安否確認

- 負傷者がいるかどうか、全員を集合させる若しくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- 休み時間や放課後などは、児童生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- 児童生徒等が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、「子供110番の家」などに避難していないかを調べる。(校外活動中の場合も同様に安否確認を行い、学校に報告する。)

#### 2 児童生徒等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童生徒等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、「子供110番の家」、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。その際、教職員は被害（2次被害等も含め）に巻き込まれないように注意することが大切。

#### 3 安否情報の集約

- 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。(事前に負傷者名簿を備えておくことが大切。)
- 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請などの対応に移る。
- 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図つておく。(※災害時の安否確認については、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」参照)

## (2) 引渡しと待機

児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。校長は、緊急の対応を実施することを全ての教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ち

に具体的な対応を行う。事故等により停電で情報手段が遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切である。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要である。（詳細な例については、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」参照）

#### ① 引渡しの判断

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にした判断が求められる。その際、例えば下記のようなことに留意して判断することが必要になる。事故等の発生後、安全が確保された場合でも、児童生徒等が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引渡しをしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど、配慮が必要である。

#### 引渡しの判断基準例

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫ってこないか
- 引き渡す保護者にも危険が及ばないか

#### ② 引渡し手順の明確化

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

例えば、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡し者を登録するなど、確実に引渡しが行えるよう、児童生徒等及び保護者と手順を確認しておく。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校にとどめるなどの事前の協議・確認も必要である。校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前に協議・確認しておくことが求められる。

また、園児や障害のある児童生徒等については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行う。

#### （3）教育活動の継続

児童生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要がある。学校は、事故等発生後におけ

る学校機能の早期回復を図るために、設置者等と協議、連携して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

計画の作成に当たっては、次の点に留意する。

① 児童生徒等、教職員の被災状況把握

- 児童生徒等、教職員の被災状況や避難先等を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- 学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。

② 施設・設備等の確保

- 応急危険度判定士<sup>9</sup>等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。
- ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- 事故等の発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討する。
- 校舎内の安全な場所で学習スペースが確保できない場合は他校を使用することも検討する。
- 被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。

③ 教育活動再開の決定・連絡

- 教育委員会等と児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、保護者・児童生徒等へ連絡する。

④ 教育環境の整備

- 学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- 教科書や学用品の滅失及び損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- 必要に応じて転出入の手続きを行う。

⑤ 給食提供の再開

- 学校薬剤師等の協力を得て、学校給食調理場の臨時検査を行う。
- 学校給食調理場の清掃や消毒方法、給食再開に向けた衛生管理状況について、保健所等の助言や援助を得る。
- 保健所等より、地域の感染症や食中毒の発生状況の情報を得る。

※ 計画の作成に当たっては、養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討すること。（第4章「事故等発生時にお

<sup>9</sup> 応急危険度判定士とは、「応急危険度判定」（地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること）を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等

ける心のケア」参照)

#### (4) 避難所としての対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所の運営管理等は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、避難所としての施設の使用について等）に関して確認しておくなど、できる限り地域住民等が主体的に運営ができる状況をつくることが重要である。

##### ① 児童生徒等が在校している場合の例

児童生徒等の在校中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する。また、被害の状況を踏まえながら校長の指揮の下、教職員は避難所の開設に協力するものとする。

##### ② 児童生徒等が在校していない場合の例

教職員は児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される。その業務が終了、又は、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる。なお、休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合には、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある。（「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省平成24年3月参照）

なお、学校施設が避難所となった場合などのために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もある。食料、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合の食料等の物資は、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。

#### 避難所の運営管理等との調整

学校施設が避難所となる場合には、避難所の運営管理等に一義的な責任をもつ各自治体の防災担当部局等と教職員が協力できる内容についてあらかじめ調整しておくとともに、運営方策を検証、整備しておくことが必要である。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間がかかること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生するこ

とを考えておくことが大切である。また、教育活動の円滑な再開を見据え、仮設トイレ等の避難所として必要なスペースの設置場所、車両の進入等の場所等の避難所としての学校施設の利用計画が十分であるかを確認しておく必要がある。

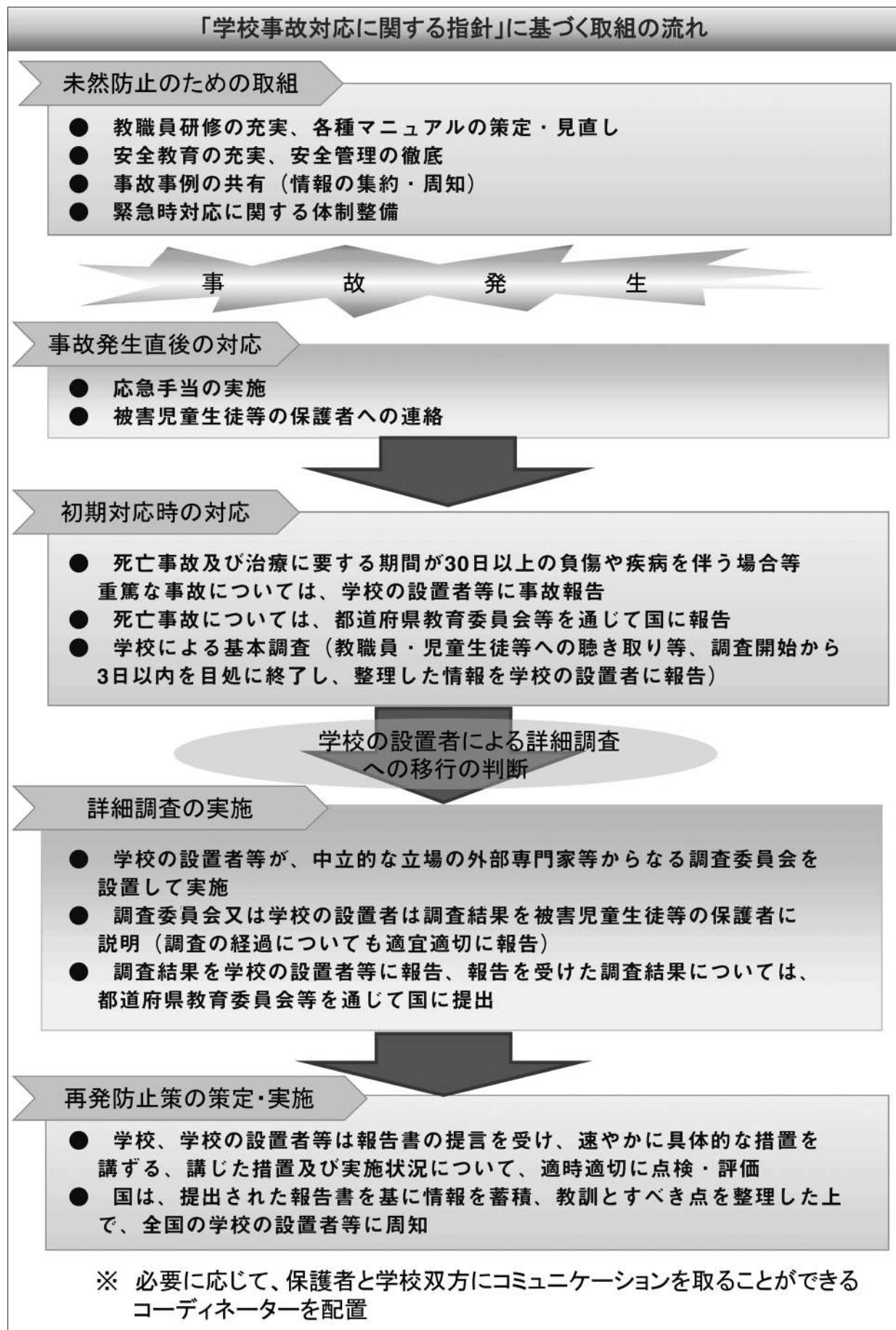
## 2 調査・検証・報告・再発防止

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められる。「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月、以下「指針」という）では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめている。特に、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて対応することが重要である。具体的に、学校設置者は、学校管理下で死亡や重篤な負傷・疾病を伴う事故等が発生した場合には、指針に基づき、当該事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」を行い、実効的な再発防止の取組につなげていくことが必要である。

なお、詳細調査は、外部専門家等であって、当該事案に対し特別な利害関係等を有しない者（第三者）により構成される調査委員会を設置して行うこととされているが、その中立性・公平性に疑義が生じないよう、被害児童生徒等の保護者の意向を丁寧に確認しながら調査委員会の運営を行うことが重要である。

また、事故等発生時の初動の段階から、被害児童生徒等の保護者に対しては、その心情に配慮した対応を行うことが必要であり、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーターを派遣することも考えられる。

さらに、外部専門家等による調査はもとより、学校において発生した事故等の検証や被害児童生徒等の保護者等への対応など事故等発生後の対応全般にわたって、学校や一部の教職員のみでの対応には限界があるため、教育委員会等による組織的な支援が重要である。このため、教育委員会等は、平常時より事故等発生後の調査体制とともに、学校及び教職員に対する組織的な支援体制の構築に努めることが必要である。



「学校における事故対応に関する指針」（文部科学省平成28年3月31日）

### 災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者等に対して、医療費（医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度。災害共済給付の請求を行う際の事故等の状況の記載には、基本調査等の記録を活用することができる。

## 第6節 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

### ポイント

- 幼稚園等<sup>\*</sup>は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。
  - 障害のある児童生徒等の安全を確保するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活が送れるように指導することが大切である。
- ※ 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・幼保連携型認定こども園

### 1 幼稚園等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。また、幼児の発達の特性や地域の特徴を十分に理解した上で学校安全計画等を作成し、全教職員の協力体制の下、日常的な指導を積み重ねていくことが重要である。

なお、以下の主な留意点のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月）も踏まえて、事故発生の防止に努める必要がある。

#### （1）教職員の役割の理解・役割分担

勤務日ごとに当日出勤している教職員の役割分担を理解し、行動することが重要である。その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともにその他の教職員の分担も理解し行動する。また、バス通園の場合は、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、対応を事前に決めておく。

特別な配慮の必要な幼児については、幼児の特徴や、いつもと違う状況での配慮点、介助者等がない場合に誰がどのように避難に付き添うか等について、園内で共通理解を図っておく。

全教職員が揃わない早朝の預かり保育など教育課程に係る教育時間外の活動時や園外保育の際は、その時間帯の状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図る。

#### (2) 園外保育

園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、幼児の発達や活動場所などの特性に応じた安全管理が必要となる。活動場所やその経路に関する事前の実地調査、参加した幼児の人数や心身の健康状態の把握、活動の場所、時刻、時間等における無理や危険性の把握などについて教職員の共通理解を図り、状況に応じた慎重な安全管理を行うことが大切である。

#### (3) 避難訓練・研修

朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足（徒歩・バス・電車）などの様々な場面や時間帯を想定して実践的な避難訓練を行う。非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図る。なお、AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できるようにする。

#### (4) 安否確認

保育中は園内の様々な場所に年齢の異なる幼児がいるため、どの部屋にどの組が何人避難しているか、教職員間の連携を密にして、内線などで対策本部に報告し、いかなる状況でも即座に園の全人員の安否を確認する。

#### (5) 保護者との連携

事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。併せて、保護者の勤務場所や兄弟姉妹の有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておく。

また、保護者には、幼児は保護者の行動を模倣するため、安全に係るルール・マナーの遵守に努めてほしいことを伝えるとともに、バスや自転車通園の保護者には、交通安全や不審者対応について幼児自身が通園時等に確認できるような機会を意識して設けてもらうようとする。

#### (6) 避難所対応

幼稚園は基本的に避難所にならないことが多いが、自治体によっては乳幼児・障害児対応施設になる場合がある。また、近隣の未就園児親子が不安から自主的に避難してくる場合もある。施設の開放の仕方などについて、あらかじめ園内で共通理解を図っておく。（詳細については「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」参照）

## 2 特別支援学校等における主な留意点

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握とともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活が送れるように指導することが大切である。小学校等の通常の学級や特別支援学級から、特別支援学校へ児童生徒等が転入してきた場合は、学校間で情報を共有するなど、連続性のある安全教育を心掛けることも必要である。また、各部が相互に連携するための体制を整えていくことが重要である。(詳細については「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照)

### (1) 障害のある児童生徒等の特性に応じた安全管理の留意点

特別支援学校においては、児童生徒等の障害の状態や学校・地域の実情に応じて、学校安全計画等に具体的に対応を反映させる必要がある。例えば、ヘルメットや防災頭巾等を被ることが難しい児童生徒等の教室では、安全点検について、保護者や消防署等とも連携し、安全な環境づくりを推進する。医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍している場合は、災害時における避難や学校待機を想定した備えについて学校保健計画と学校安全計画とのいづれかに明記されていることを確認する必要がある。

また、特別支援学校の中には、複数の障害種に対応した、いわゆる併置校と呼ばれる特別支援学校や、同一敷地内に高等学校と特別支援学校の分校や分教室が隣接されていたり、病院内に特別支援学校の分教室が設置されていたりする場合など様々な形態があることから、特別支援学校の危機管理マニュアルについては、児童生徒等の障害の状況や各学校の設置の状況によって工夫、連携する必要がある。

また、特別支援学校は、複数の市区町村を学区としていることも多く、県立学校の場合は所在する市区町村の防災担当部局と連携を図ったり、学校の所在地だけでなく学区に起こり得る災害について広く情報を収集したりするなど、適切な対応を検討する必要がある。また、福祉や医療との連携も重要であり、連絡会議を設けるなど、具体的な連携の方法について検討するとともに、例えば、放課後等デイサービス等との連絡会議において災害時の連絡方法について確認をしておくことも大切である。

さらに、校外学習の場合は、実地踏査に行き、児童生徒等の障害の種類や程度に応じて必要な設備等について確認を行う必要がある。また、付き添う教職員等の間で、児童生徒等の障害の状況はもちろんのこと、その日の体調についても申し送りをし、安全に留意する必要がある。

#### ① 障害に応じた情報伝達方法の整備

例) 聴覚障害：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法

#### ② 障害に応じた避難経路・避難体制の整備

例) 車椅子利用をする場合の経路や、エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法

③ 障害に応じた避難訓練の実施

例) 知的障害：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路やとるべき行動が理解しやすい図などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。

④保護者・医療関係者と発生時の対応について事前に検討

**障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい例**

1 情報の理解や意思表示

- 情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。
- 自分から意思を伝えることが困難なことがある。
- ※ 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。

2 危険回避行動

- 危険の認知が難しい場合がある。
- 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。
- 風水害時の強風や渦流等に抗することが難しい。
- 危険回避しようと慌てて行動することがある。
- けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。

3 避難行動

- 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。
- エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。

4 生活・生命維持

- 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。
- 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。

5 非日常への適応

- 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。
- 不安な気持ちが被災により増幅され、ふだん以上に感情のコントロールができなくなることがある。

(2) 特別支援学校における通学の安全管理のポイント

障害のある児童生徒等の通学方法は障害の程度や学校の状況に応じて様々であるが、学区が広く、スクールバスを利用している児童生徒等も多いことから、通学の安全確保の観点からは、

バス停までの通学方法についても確認しておくことが必要である。また、障害の種類や程度にもよるが、自力通学の場合多いため、登下校中の緊急事態等発生時の対応について、事前に保護者と共に理解を図っておくとともに、情報収集方法や安全を確保する方法など、児童生徒等に十分な指導をしておく必要がある。

また、車椅子や白杖等を使用していることで周囲から障害のあることが理解されやすい場合だけではなく、一見して障害のあることが分かりにくい場合もある。そこで、障害者に関するマークなどを身に着け、いざというときに支援が受けられるようにしておくことも大切である。

#### （3）特別支援学校における心のケアの引継ぎ

身体症状が表現しにくい児童生徒等は、ASDやPTSDの発症の仕方や時期、症状は様々であり、数年たってから症状が出ることも考えられる。このため、事故や被災後は、児童生徒等の様子を観察できる環境を整え、その様子を個別の教育支援計画を活用して関係機関と共有して引き継ぐ必要がある。

#### （4）特別支援学校における教職員研修のポイント

スクールバスの運転手や介助員、寄宿舎の指導員、非常勤講師等、多様な教職員が関わるため、全ての職員について、普通救命講習の受講ができるように研修を計画したり、勤務の割振りを変更したりすることが必要である。また、沿岸部を通るスクールバスの場合は、津波警報の受信の方法の確認や、その際の対応や連絡方法についての研修ができるようにすることも必要である。寄宿舎がある学校では、夜間における安全に係る研修について体制を整備することも必要である。

#### （5）避難所対応

特別支援学校は、一般の避難所では生活に支障を来す、特別な配慮を要する要配慮者とその介護者のための福祉避難所としての役割を担う可能性もあることから、必要に応じて、事前に具体的な対応の内容、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合に必要な物資等については、児童生徒等の障害の状況も踏まえて整理し、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。

## 第7節 安全管理の評価

### 1 安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、児童生徒等の状況の変化や学校の置かれている環境の変化などの状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要が出てくる場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

### 2 安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。次に、一般的な観点を示すが、それらを、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

#### (1) 学校環境の安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	安全管理計画の評価	<input type="radio"/> ○学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか <input type="radio"/> ○安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するようになされたか <input type="radio"/> ○計画されたことが実行され、明確に記録されたか
2	安全点検の評価	<input type="radio"/> ○点検項目は適切であったか <input type="radio"/> ○安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか <input type="radio"/> ○全教職員の共通理解の下に実施されたか
3	事件・事故災害情報管理の評価	<input type="radio"/> ○事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか

## (2) 学校生活の安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	児童生徒等の評価	<input type="radio"/> 児童生徒等の安全に関わる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか <input type="radio"/> 様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか
2	教職員の評価	<input type="radio"/> 教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。 <input type="radio"/> 児童生徒等と日常的ななかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか
3	安全管理と安全指導の評価	<input type="radio"/> 学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか

## (3) 不審者侵入防止に関する安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	施設・設備整備の評価	<input type="radio"/> 施設・設備の防犯対策は十分に行われたか <input type="radio"/> 防犯システムの点検は計画的に実施されたか <input type="radio"/> 学校施設の開放等はPTA等の協力により必要な対策がとられたか
2	不審者対応の評価	<input type="radio"/> 日常の安全確保のための対策はとられていたか <input type="radio"/> 関係諸機関との連携は十分とされていたか

## (4) 登下校の安全管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	通学路設定の評価	<input type="radio"/> 通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか <input type="radio"/> 交通手段の違いによる安全確保はできているか
2	通学方法の評価	<input type="radio"/> 利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか <input type="radio"/> 犯罪被害防止のための安全確保はできているか
3	関係諸機関との連携	<input type="radio"/> 地域ぐるみで見守りの体制はできているか

## (5) 事件・事故災害発生時の危機管理評価の観点

	評価の観点	評価の内容
1	発生時の対処と研修	<input type="radio"/> 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか <input type="radio"/> 全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
2	事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	<input type="radio"/> 校内での救急・緊急連絡体制はできているか <input type="radio"/> 校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか
3	自然災害等発生時の安全措置の評価	<input type="radio"/> 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか <input type="radio"/> 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等に備えて災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか

### 3 安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法を検討すべきである。

評価の担当者は、項目への関わりを考慮し、教職員の中から適宜構成する。必要によっては、教職員全員が評価に関わることもある。また、保護者、地域関係者及び児童生徒等の参加も、適宜検討されるべきである。安全管理の評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。具体的な方法の検討の際には、以下のような情報が有用である。

- 計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
- 計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
- 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
- 児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
- 事件や事故・災害の発生状況

このほか、事前の安全管理の事項として、体制整備、教職員研修、避難訓練、などが挙げられる。



## 第4章 事故等発生時における心のケア





## 第1節 事故等発生時における心のケア

### 1 事故等発生時における心のケアの必要性

事故等の発生により、児童生徒等の心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」「事故を目撃する」「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、通常のストレスの場合、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、ストレスの大きさや種類によっては症状が長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。そのため、日頃から児童生徒等の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

心のケアに関しては、学校保健安全法第29条において「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者的心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。」と規定されている。

### 2 事故等発生時における心のケアの基本的理解

事故等発生時に求められる心のケアは、ストレスの種類や内容により異なるが、心のケアを適切に行うためには、児童生徒等に現れるストレス症状の特徴や基本的な対応を理解しておくことが必要である。

#### (1) 事故等発生時におけるストレス症状

##### ① 児童生徒等のストレス症状の特徴

事件や事故、大きな災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体の症状も現れやすいことが児童生徒等の特徴である。また、症状は心理的ストレスの種類・内容、ストレスを受けてからの時期によって変化する。そのようなストレス症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、年齢や発達の段階によって異なる症状が含まれる。

幼稚園から小学校低学年までは、腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なくほかの児童生徒等の持ち物を隠す等）などの症状が出現しやすい。

小学校の高学年以降（中学校、高等学校を含む）になると、身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態）、ささいなことで驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。

事故等発生時における児童生徒等のストレス反応は誰にでも起こり得ることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが、生命に関わりかねない状況の体験や目撃、性被害などの激しいストレス（心的外傷あるいはトラウマ）にさらされた場合は、次のような疾患を発症することがある。

② 急性ストレス障害 Acute Stress Disorder（以下「A S D」という）

A S Dの主な症状は、次のようなものである。

- 再体験症状（侵入症状）
  - ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする
  - ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等
- 陰性気分
  - ・否定的、悲観的な感情に支配される
- 解離症状
  - ・自分自身や周囲に現実感を得ることができない（ボーッとする、時間の流れが遅い等）
  - ・トラウマとなる出来事の重要な部分が思い出せない
- 回避症状
  - ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする
  - ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
- 過覚醒症状
  - ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く 等

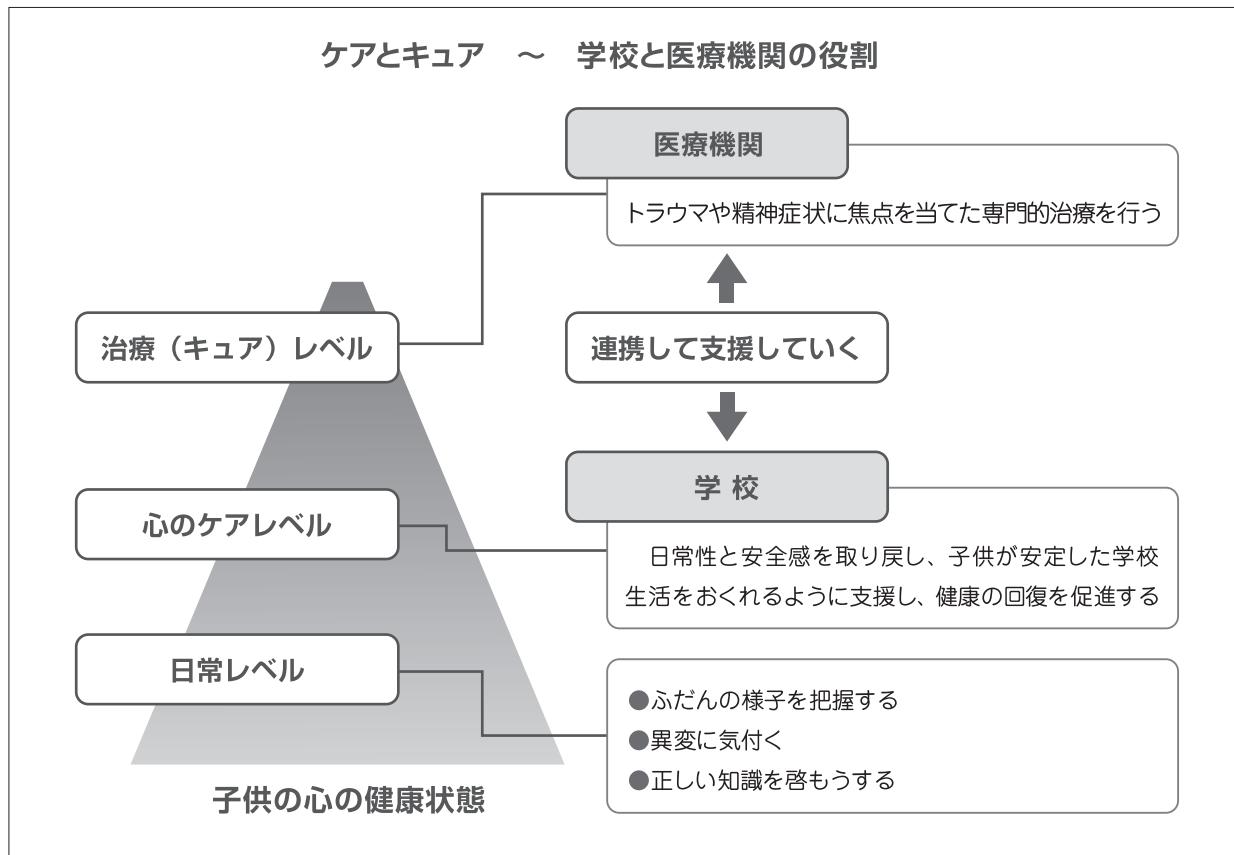
このような症状がトラウマ体験後に3日から1か月持続した場合をA S Dと呼ぶ。

③ 心的外傷後ストレス障害 Post Traumatic Stress Disorder（以下「P T S D」という）

事故等発生後に、A S Dで見られる再体験症状（侵入症状）、回避症状、認知と気分の陰性の変化、過覚醒症状などの強いストレス症状が1か月以上持続した場合はP T S Dと呼ぶ。また、これらの症状は、事故等発生から半年以上も経過してから出現する場合があることを念頭に置く必要がある。P T S DはA S Dと異なり、時間とともに自然治癒しないことが多い。そのため、周囲が早期に気付くことが重要である。

A S DでもP T S Dでも、幼稚園から小学校低学年までは、典型的な再体験症状や回避症状ではなく、トラウマ（心的外傷）<sup>10</sup>となる場面を再現するような遊びをしたり、恐怖感を訴えることなく興奮や混乱を呈したりすることがある点に注意を要する。

## （2）事故等発生時におけるストレス症状への対応



「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」（文部科学省 平成26年）

P T S Dのように重いストレス症状を抱えた児童生徒等に対応する際、まず学校と医療機関の役割の違いをはっきりと理解しておく必要がある。原則として、医療機関が担うのは専門的治療（キュア）であり、いくつかの治療法がある。一方、事故等発生時におけるストレス症状のある児童生徒等に対するケアは、基本的には平常時と同じである。すなわち、健康観察等により速やかに児童生徒等の異変に気付き、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に図

<sup>10</sup> 「トラウマ」とは、もともと“けが（外傷）”を意味する言葉であるが、それを現在の“心的外傷”的意味に用いたのは精神分析の創始者フロイトである。当初は、心因性の症状（歩けなくなる、失神するなど）を生み出すような情緒的にショッキングな出来事を指していたが、最近では、長く記憶にとどまる辛い体験を一般にトラウマと呼ぶことが多い。一方、P T S Dにおけるトラウマとは、事件や事故、災害など生命の危機や身体の保全が脅かされるような状況を体験するか目撃し、強い戦慄や恐怖を味わった場合に限定されている。一般的な意味でのトラウマは時間の経過とともに自然に解消することがあるが、P T S Dの場合には多くは治療が必要である。

り、学級担任等や養護教諭を含む校内体制を整えて組織的に支援に当たることである。

健康観察では、事故等発生時における児童生徒等のストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、児童生徒等が示す心身のサインを見過ごさないようにすることが重要である。

#### ① 基本的な対応方法

- ストレス症状を示す児童生徒等に対しては、ふだんと変わらない接し方を基本とし、優しく穏やかな声掛けをするなど本人に安心感を与えることが大切である。
- ストレスを受けたときに症状が現れるのは普通であることや症状は必ず和らいでいくことを本人に伝え、一人で悩んだり孤独感をもったりせずに済むようにする。
- 児童生徒等がなるべくふだんと変わりない環境で安心して学校生活が送れるようにすることで、児童生徒等に落ち着きと安全感を取り戻させることが大切である。
- 災害などの場合は、学級活動（ホームルーム活動）等において心のケアに関する保健指導を実施する。強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレスの対処方法（誰かに相談する、おしゃべりする、話を聞いてもらう、身体を動かす等）等について発達の段階に応じて指導し、心が傷ついたりしたときどのように対処したらよいかについて理解できるようにする。
- 保護者に対しては、ストレス症状についての知識を提供するとともに、学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため、緊密に連絡を取り合うことが大切である。
- ストレス症状に、心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが、回復過程の一段階として経過観察することが基本である。
- 症状からA S DやP T S Dが疑われる場合には、児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上、受診を勧め、専門医を紹介するなど適切な支援を行う。

A S DやP T S Dと診断された場合は、専門医との連携が不可欠となる。

A S DやP T S Dを発症した児童生徒等は、自分は特殊で異常であると一人で悩んだり、自分の努力不足であると誤って自分を責めたりすることが多い。このため、保護者だけでなく本人に、ショックの後に誰にでも起こり得る症状であることを説明し、安心感を与えることは重要である。

#### ② アニバーサリー反応への対応

事故等が契機としてP T S Dとなった場合、それが発生した月日になると、一旦治まっていた症状が再燃することがあり、アニバーサリー反応やアニバーサリー効果と呼ばれている。このような日付の効果は必ずしも年単位とは限らず、同じ日に月単位で起きることもある。

対応としては、事故等のあった日が近付くと、以前の症状が再び現れるかもしれないこと、その場合でも心配しなくてもよいことを保護者や児童生徒等に伝えることにより、冷静に対応することができ、混乱や不安感の増大を防ぐことができる。

### 3 事故等発生時における心のケアの留意点

事故等発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられる。

- ① 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した事故等でも、児童生徒等、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、児童生徒等の心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- ② 特に、災害の場合には、まず、児童生徒等に安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧をはじめ、できるだけ早期に平常時の生活に戻ることが大切となる。
- ③ 命に関わるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表は先述のA S DやP T S Dであるが、事故等発生の直後には現れず、しばらくたってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要がある。また、事故等に遭遇・目撃した児童生徒等のみならず、その保護者や兄弟姉妹にも精神的な症状が発現することにも配慮しておく必要がある。
- ④ 通学路を含めた学校における事故等発生による児童生徒等の命に関わる出来事に対して、迅速に適切な応急手当を行う。

事態への対応に当たっては、児童生徒等に不要な動搖や風評が広まることのないように、児童生徒等や保護者への情報の伝え方（いつ・誰が・誰に・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた児童生徒等の保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が速やかに行えるようにすることが重要である。

日頃から応急手当等が適切に行われるよう訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。

- ⑤ 障害や慢性疾患のある児童生徒等の場合、事故等発生時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていたりすることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害の特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。

⑥ 事故等発生時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。児童生徒等の心の回復には、児童生徒等が安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、児童生徒等の心のケアにおいても重要となる。このことは、保護者においても同様である。

以上、事故等発生時における心のケアの基本的な留意点について述べたが、適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」「心のケアに関する教職員等の研修」「心身の健康に関する支援」「心身の健康に関する指導」「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」など、平常時からの取組である。さらに、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、実効性のあるマニュアルにするために、定期的に見直しを図ることが大切である。

## 第2節 事故等発生時における心のケアの実践

### 1 組織的な心のケア対策

児童生徒等の心のケア対策は、教職員の共通理解の下、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時からの指導の重要性に留意し、事故等発生時や事後の対応を適切に行うことが必要である。事故等発生時の対応で重要なのは、支援を必要としている児童生徒等を早期に発見し、適時に対応することである。事後の対応では、長期にわたることも考慮しながら、誰が、どこで、どのように（専門家、専門機関等との連携も含めて）対応することが望ましいかについて計画、立案、実施することが大切であり、長期間の持続的な観察とケアを含めた対策の継続が必要である。また、平素から、心の健康について発達の段階に応じた指導がされているか、個々の児童生徒等の心をいかに理解しているかが重要である。

### 2 学校における心のケアの基本的な体制

#### （1）学校（園）及び教育委員会の役割

##### ① 学校（園）

学校（園）は、児童生徒等の心のケアを安全管理の一環として捉え、危機管理マニュアルの中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。平常時から心のケアを担当している校内組織が円滑に機能していることが、事故等発生時の迅速な対応につながる。

##### ② 教育委員会

多くの心のケアに関する情報を平素から収集し、学校等に提供する。また、平素から教職員の研修を実施し、事故等発生時に備えておく。また、事故等発生時に適切に対応できるよう、学校へ専門家を派遣する等の支援体制を平常時から築いておくことが必要

である。

#### (2) 専門家・専門機関等の協力

学校においては、平素から、地域にどのような専門家・専門機関等が地域資源としてあるかを把握しておき、受診先及び相談機関として協力が得られるような連携を図っておく。

#### (3) 保護者との連携

学校においては、平素から、保護者と連絡調整しながら、専門家、専門機関等の協力を得ることについて理解や協力が得られるような連携を図っておく。

### 3 平常時の心の健康づくり

児童生徒等に対しては、ふだんから自分自身の心の健康を保つことを心掛けるよう指導することが重要であり、発達の段階に応じ、日常生活において円滑な人間関係のもち方やストレスの対処方法等を指導しながら、心の健康、健康的な人間関係や行動を促進するための基礎を形成することが必要である。また、発達の段階に応じ、児童生徒等に事故等発生時及びその後の心の変化等について理解させ、それらへの対処方法等についても指導し、児童生徒等の心の健康づくりを図っていく必要がある。

児童生徒等の心のケアについては、教職員が児童生徒等の話を十分に聞いてやり、児童生徒等の体験や不安な感情を分かち合って児童生徒等の心に安心感を与えることが重要であり、平素から児童生徒等の心の動きを把握し、気になる児童生徒等に気を配るなどし、日頃から児童生徒等との信頼関係を築いておくことが大切である。

### 4 心の健康状態の把握

事故等発生時及びその後に、児童生徒等の心身の健康状態を把握するには、健康観察、保健調査、保健室来室状況等の情報を相互に関連させ、個々の実態を分析する中で、課題や対応の方法を明らかにする必要がある。また、把握した情報内容によっては、校種間で連絡調整を図ることも考えておかなければならないし、適時に専門家・専門機関への紹介が行えるよう、平素から体制を整えておく必要がある。また、個別及び長期的ケアが必要な児童生徒等を見落としてはならない。

健康観察は、平常時に行っている一般的な身体状況の観察事項のほかに、イライラの有無、落ち着きのなさ等を追加して観察する。保健調査は、各学校・地域などの事故等発生時の状況に応じて、適切な時期に実施することが望ましい。また、対象者に大きな負担を掛けたり心を傷つけたりすることのないよう配慮が必要である。

## 5 児童生徒等の心のケアに関する対応の方法

事故等発生時及びその後は、心の不安から来る様々な行動の変化が現れることを配慮し、児童生徒等の理解の上に立った学級経営の一つとして心のケアに対応する必要がある。教職員は、児童生徒等が気軽に相談できる身近な存在として、平素から信頼関係を深めておくことが大切である。

心のケアの対応の内容や方法は、発達の段階や事故等の特性、心のケアが必要な症状の軽重等により異なるが、学校種別等に見た対応の例を次に挙げる。

### 学校種別等に見た対応の例

以下はあくまで例であり、児童生徒等の心身の状態や非常災害によるトラウマからの回復の程度、あるいは障害がある児童生徒等の場合はその障害特性に応じて個々の対応の適不適を判断するよう厳重に注意する必要がある。

#### (1) 幼児

- 優しい言葉掛けを増やして安心させる。
- 抱きしめるなど、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。
- 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
- 一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。

#### (2) 小学生

- 児童の言うことによく耳を傾ける。
- 甘えたり反抗的になつたりしても慌てず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直つていくのを見守る。また、必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。
- 遊びや身体活動の機会を与える。
- できるだけ言葉掛けし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多くもつ。また、できるとほめて、自信をもたせる。
- 例えば、震災の出来事を放映しているテレビを無理に見せるなど、児童が嫌がることは無理にさせない。

#### (3) 中学生

- 元の状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。
- 勉強ができなくなつたり、手伝いができなくなつたりしても、しばらくの間は静観し、温かく見守る。
- 友人と遊んだり、話し合つたりする機会を作る。
- 家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。
- 意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立つ

て生活上のアドバイスをする。

#### (4) 高校生

- 勉強や決められた家の仕事ができなくても、一時的に静観し、温かく見守る。
- 災害時の体験を、家族や仲間と一緒に語り合い、励まし合う。
- 家庭や地域の復興など、再建活動に積極的に参加させる。
- 趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に取り組むように言葉掛けをする。
- アルコールや薬物等の依存が認められたり、うつ的となり自殺をほのめかす場合には、専門家に相談したり、専門機関と連携する。

#### (5) 障害のある児童生徒等

障害の種別や状態に応じて現象や反応が異なるので、訴えを十分に聞くことや症状を注意深く見ることにより実態把握に努めることが大切である。次のような対応が一般に望まれるが、自閉症など発達障害をもつ児童生徒等の場合、感覚過敏等により身体的接觸を嫌う場合があるため、児童生徒等の反応をよく確かめながら対応することが肝要である。

- 周囲の大人（教職員や親）が注意深く観察し、児童生徒等の変化を読み取り、積極的に対応する。
- 個別に言葉掛けや身体接觸の機会を多くもち、自分一人ではないと言って安心感を与える。
- 視覚障害や聴覚障害等のある児童生徒等は、情報の不足による心理的不安があるため十分に情報を伝え、状況を把握させる。
- 教職員や友達との関わりなどを多くして、心のケアを図る。
- 地域社会の人たちとの関わりなどによって、ストレスを軽減する。
- 個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。
- 地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。
- 本人の訴えに耳を傾け、要求を受け入れることが大切である。



## 第5章 安全教育と安全管理における組織活動





学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通の理解の上に立って各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとすることが求められる。このため、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいた組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けることが必要である。併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活が送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

## 第1節 学校における体制整備

### ポイント

- 学校安全の活動は、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、当該教職員を中心として、全ての教職員がそれぞれ果たすべき役割を踏まえて一体となって取り組むことが重要である。
- また、教職員が学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全に関する自らの意識や対応能力、安全教育に関する指導力を一層高めるためには、最新の情報を踏まえ、また、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

### 1 校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面から教職員がそれぞれの特徴を理解し、統合できるようにしなければならない。その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を推進するためには、学校組織全体が安全教育に関する目標を共有して組織的に取り組むことが必要である。特に、教科担任制である中学校や高等学校においては、教育課程を点検・評価しながら、地域・家庭と連携しつつ教科等横断的に安全教育を推進する体制を意識して構築することが重要である。

また、学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要がある。

特に、事故等発生時及び事後には、全教職員が各学校の危機管理マニュアルに基づき、それぞれ役割を分担し、児童生徒等の安全確保及び応急手当、心のケア等を実施しなければならない。このため、危機管理マニュアルの作成・改善に当たっては、教職員の役割分担と責任を明確にした上で、危機管理等に関する校内組織において検討・意見聴取を行うとともに、全教職員に周知する必要がある。また、各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められる。その際、特別な支援を必要とする児童生徒等への配慮事項等についても全教職員で共通理解を図っておくことも必要である。

さらに、危機管理マニュアルの作成・改善、避難訓練等の企画・調整・評価や安全に関する情報や話題を教職員等へ提供するなど、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いが進められるようにし、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚が図られるようにすることが大切である。

## 2 教職員研修

教職員は、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するため、学校の教育活動全体でカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育の実施が求められる。また、危険等から児童生徒等の生命や身体の安全を守るために、状況に応じた的確な判断や行動が求められる。したがって教職員は、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

### (1) 学校安全の中核となる教師の養成と研修体制

国において各地域（都道府県等）で講師となる学校安全の中核となる教師を養成することを目的として実施している「学校安全指導者養成研修」（独立行政法人教職員支援機構）や、各地域において地域の実情を踏まえた内容や方法で実施される各種研修では、学校安全に関する様々な情報が提供されている。

こうした研修で提供される最新の情報を各学校内で十分に伝達・活用し、全ての教職員が、学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという強い意識をもつとともに、児童生徒等に対する指導内容・方法等に係る基本的な知識・技能、児童生徒等の健康と安全を守る上で必要なことを身に付けておかなければならぬ。

## (2) 最新の情報を取り入れた校内研修の充実

各学校においては、学校安全計画に教職員の研修を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修や安全教育の一層の改善・向上に必要な研修を行うことが求められる。その際、まずは、各学校で策定されている学校安全計画や危機管理マニュアルの周知徹底を前提としつつ、併せて、上記の研修で提供された最新の情報を全教職員が共有できるよう、校務分掌中に学校安全の中核となる教師を位置付け、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要である。

## 第2節 家庭・地域・関係機関との連携

### ポイント

- 安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校等で全てを担うことは困難であること、児童生徒等が事故等に遭遇するのは学校だけではないこと等から、家庭・地域・関係機関との連携が不可欠である。
- その際、地域や学校の実情に応じて、様々な形での連携体制づくりやボランティア等の協力を得ることが考えられる。
- また、教育委員会が積極的に関係部局や関係機関等と連携を図り、学校を支援することが大切である。

学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、教職員がそれら全てを担うことは困難である。また、事件・事故、自然災害などは、児童生徒等が学校にいる時間帯だけではなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要がある。これらのことから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域・関係機関等が連携・協働できるよう体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要である。

### 1 学校安全推進のための連携体制づくり

連携体制づくりについては、例えば、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員<sup>11</sup>と連携して地域学校協働活動を推進する中で、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うことや、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議

<sup>11</sup> 地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。地域のボランティアの窓口・コーディネーター。社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会が委嘱することができる。

会、地域の交通安全や防犯に係る様々な協議の場等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことが必要である。例えば、不審者対応で言えば、日頃から学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備することが重要である。また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校や、公立学校と私立学校・国立大学附属学校等との学校間でも連携し、学校安全に縦横両方向から連続して取り組むことも重要である。このとき、協議会等の合同設置や、ほかの委員会など既存の組織を活用することなどにより、効率的かつ効果的な体制整備が可能である。地方公共団体においても、教育委員会、私立学校担当課、防災担当部局、警察のほか、気象台や地方整備局等が連携を図りながら、地域にある学校が安全に関する情報共有ネットワークの中に含まれるよう留意して対応することが必要である。

また、地域特性等を適切に理解して安全教育、安全管理を行うためには、専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体、民間事業者や自治体の関係部局等と連携して、効果的な取組を進めていくことが重要である。

このとき、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しについて、保護者や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取することや、作成した学校安全計画や危機管理マニュアルを周知して協力体制を整備すること、学校の安全教育、安全管理の方針を具体的に共有することが重要である。

また、こうした連携・協働の取組も踏まえつつ、地域人材や外部専門家等を活用した学校安全に係る人的体制を充実する取組を今後とも進めることが必要である。

## 2 家庭、地域等との連携・協働

学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルを基に、学校の安全教育・安全管理の方針等を保護者や地域住民との間で具体的に共有し、協力を求めたり、保護者・地域住民の学校運営などに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。

学校運営協議会の場や、例えば、保護者参観日やPTA総会、地域と学校が連携・協働した取組を実施する際など、保護者や地域住民が来校する機会を活用し、学校は、安全に関する授業や避難訓練を実施するとともに、インターネットの利用に起因した被害の防止を含め、防犯・交通安全・防災に関する情報提供や、事故等の発生時に求められる対応等についての保護者・地域住民への説明等を行うことによって、学校と目標を共有しながら家庭や地域でも安全に関する取組が行われるようにすることが必要である。

特に、日常におけるルールやマナーを遵守することは、児童生徒等にとっての安全を確保する上でも非常に重要な要素であるが、それらの基礎は家庭において育まれる部分が大きいことから、家庭も責任をもって学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有することが重要である。また、児童生徒等が地域の安全課題の改善に当たって一定の役割を担うことは、児童生徒等自身の成長にも寄与するという教育的意義を、関係者が共有して学校安全の取組を進めることが重要である。

### 3 地域の住民やボランティア等との連携方策

地域の住民や児童生徒等の安全を守るために主体的に活動している様々なボランティア団体等の活動は、「事故等を未然に防ぐ日常的な取組」と「事故等が発生した場合の取組」の2つに大別され、前者では主に防犯パトロール活動、危険な場所の点検、防犯広報活動など、後者としては「子供110番の家」の活動や事故等発生時の通報等などが行われている。教育委員会・学校は、児童生徒等の安全確保について、これらのボランティア団体等と連携を図りながら取り組んでいくことが必要である。

また、安全教育に関わる授業等において、例えば地域の住民やボランティアの方々をゲストティーチャーとして活用し、地域安全に対する思いや願いを直接聞き取ることで、自分たちにできることは何か、何をしなければならないか、児童生徒等は深く考えることができ、地域の取り組んでいる防犯・防災活動などの状況への理解が深まる。

その際、地域の実情に応じて、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員と連携して地域学校協働活動を推進すること等が考えられるが、このほかにも、地域学校安全委員会等を通じた連携体制づくりについて、必要に応じて教育委員会の支援を受けながら進めていくことが必要である。

### 4 教育委員会・設置者の役割

教育委員会・設置者は、安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全教育を推進していく上でも重要な役割を果たしている。校舎や体育館等の耐震工事の実施や学校施設等学校の整備のみならず、事故等発生時に十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保障する責務がある。また、緊急時に迅速・的確に対応するためには、学校の避難訓練等に合わせ、教育委員会としても防災担当部局との連携や学校への指示などを含め訓練を積み重ねておくことも大切である。また、例えば、報道などへの対応について、状況によっては設置者に窓口を一本化したり、必要な人員を派遣したりすることなどが考えられる。

さらに、学校の所有者又は管理者には、災害関係の法令等において避難訓練の実施や避難確保計画の策定等が義務付けられているとともに、地域の防災計画や国民保護計画など、学校が地域の一員として対応を検討すべき安全上の課題も存在する。こうした課題等への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、教育委員会・設置者は、積極的に地方公共団体の関係部局や関係機関等と連携を図り、学校の取組を支援することが必要である。

また、安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全教育を推進していく上でも教育委員会は重要な役割を果たしている。

家庭・地域・関係機関等と学校との連携体制づくりに関しては、例えば、学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動推進員の委嘱等により地域学校協働活動を推進する中で、学校安

全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うことや、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことが必要である。このとき、教育委員会・設置者はこうした体制整備等について、中心となって取り組むことが望まれる。

また、私立学校担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においても、日頃から学校事故の情報収集に努め、必要に応じて所轄の学校に対し、学校事故の事例や傾向を提供し、必要な事故防止策等に係る支援・助言を行うとともに、所轄の学校等が行う取組に対して支援・助言を行うことが求められる。また、事故等が発生した際には、必要に応じて学校等が行う対応をサポートできる体制を整えておくことが求められる。

私立学校や国立大学附属学校については、学校安全に関する情報が入りにくいという課題もあることから、設置者や学校同士の連携や、地域の情報共有の場への参画を図るとともに、地方公共団体においても、教育委員会、私立学校担当課、防災担当部局、警察のほか、気象台や地方整備局等の関係者が積極的に連携を図りながら地域一体となって学校安全の対応を行うことが必要である。

### ポイント

- 教育委員会・設置者は、各学校における教育課程の編成・管理・実施を支援し、計画的・組織的な安全教育の充実を図る。
- 教育委員会・設置者は、各学校の危機管理体制や安全確保の対策等について、定期的に実態を把握し、指導・助言を行う。
- 教育委員会・設置者は、事故、自然災害、不審者の侵入事件や登下校中の緊急事態発生時などに迅速・的確に対応できる体制の整備を図る。
  - ①教育委員会内の危機管理体制の整備
  - ②関係部局や関係機関等と連携を図った支援体制の整備
  - ③家庭・地域との連携・協働体制の整備
  - ④学校や幼稚園・保育所等との情報収集・提供体制の整備
- 教育委員会・設置者は、安全確保のため、施設設備等の整備充実等に努める。